

第8章 社会基盤施設の耐震化等

第27節 市設建築物の耐震化・不燃化及び応急対策

阪神・淡路大震災では、公共建築物も多くの被害を受け、災害応急対策活動や行政サービスの提供にも重大な支障が生じたという事例や、建築物の構造体には被害はなかったが、ライフライン施設の被害により設備が機能せず、同様の支障が生じたという事例もあった。

公共建築物の多くは、災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するための防災活動拠点としての役割を果たす必要があるため、市設建築物の整備にあたっては、耐震性・不燃性の確保やライフライン途絶への対応等、総合的な防災機能の向上を図る。

27-1 市設建築物の耐震化・不燃化の促進

施設を所管する各局・区は、建替や新築にあたっては、建物の不燃化を進めるとともに、「市設建築物の耐震計画技術指針」に基づき、防災活動拠点としての役割や建物の用途に応じて、耐震性の確保及び通信手段の多重化や非常用電源の確保、雑用水や消火用の貯水槽の設置等、ライフライン途絶への対応を進める。また、地盤の液状化により施設の機能が損なわれるおそれがある場合には、適切な措置を講じるものとする。改修にあたっては、構造体や設備の耐震性向上とともに、ライフライン途絶対策も含めた検討を行う。

災害時に重要な役割を担う市設建築物（災害対策施設等）のうち、耐震性が不十分であるものについては、「大阪市耐震改修促進計画」に沿って早期の耐震化完了をめざす。

市営住宅については、一定の年限を経過し、老朽化した中層住宅等の建て替えを進めるとともに、耐震診断の結果に基づき、耐震性の向上を図る。

また、災害時避難所や庁舎、ボランティアセンター等から先行して、特定天井の脱落対策を進めるなど、施設の役割や用途等に応じて、非構造部材の落下対策や、屋内収容物の転倒対策に取り組むほか、ブロック塀等の安全対策や屋外設置物の落下・転倒被害軽減のために適切な維持管理を行う。さらに、エレベーターの閉じ込め防止については、機器更新等の機会を捉えて、対策を講じる。

長周期地震動対策については、国の動向等を踏まえて、必要となる対策の検討を行う。

27-2 市設建築物の応急対策

本市の管理施設は広範囲にわたりその機能も多岐にわたり、常時不特定多数の利用者を受入する施設もある。従って、地震時には、施設の被害状況を十分に把握して、適切な対応をとる必要がある。

(1) 基本方針

施設を所管する各局・区は、各施設の実際の管理者と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておく。

また、各施設の特殊性等を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設保全、被害状況把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行う。

(2) 活動体制

ア 所管各局・区

施設を所管する各局・区は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況、避難者、利用者の状況をとりまとめ、市本部に報告する。

イ 各施設

各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、施設所管の局・区に対して報告する。

特に、支援を要する者に対しては、避難誘導、連絡等が円滑に行われるように留意する。

また、応急対策を講じたとき又は講じる必要があり、資器材、人員等の応援が必要なときは、直ちに所管各局・区に報告するとともに、各局所管施設にあっては所在区の区本部にも報告する。

(3) 施設別の応急対策

詳細な応急対策については、それぞれの所管する各局・区の応急対策計画の定めるところによる。

第28節 公共土木施設の耐震化及び応急対策

災害によって道路・橋梁、鉄道、河川・港湾施設等の公共土木施設に被害が生じると、避難や、災害応急対策活動の障害になるばかりでなく、市民等の社会・経済的活動に計り知れない影響を及ぼす。災害時において、避難、救援、復旧活動等に重要な公共土木施設については、被害を最小限にとどめ、十分にその機能を果たすように災害予防対策を図る。

なお、緊急交通路など防災活動上重要な役割を果たす施設については、被害の軽減を図り、機能の確保につとめるよう優先的な応急対策を図るとともに、ネットワークの強化や相互補完できる施設の構築など、都市全体として防災性を向上させていくことも基本とする。

また、河川・港湾地域の防潮堤等の損壊による浸水等は、住民生活、都市活動に長期間にわたって重大な被害を及ぼすものであり、日常的な施設の点検、維持管理に努めることはもとより、それらの施設等の耐震化を図る。

各施設管理者は上記の基本時考え方にに基づき、所管施設における災害予防及び応急対策の具体計画を定める。

資料編/17 その他/

2. 道路・橋梁等の耐震化及び応急対策（本市、高速道）等
 3. 鉄道施設の耐震化及び応急対策
 4. 河川・港湾施設等の耐震化及び応急対策
- のとおり

第29節 ライフライン施設の耐震化及び応急対策

ライフライン施設は、市民等の日常生活や都市活動を支える基盤として不可欠のものである。地震によりライフラインに支障が生じると、平常の市民生活が困難となるほか、救援や復旧活動への大きな障害ともなる。したがって、各ライフライン施設が震災時においても十分に機能し、市民生活への影響を最小限にとどめるよう耐震化を図る。

ライフライン施設は、災害時における機能維持と早期復旧を目標とし、各ライフライン施設の特性に応じて、基幹施設や管路等の改良を進めるとともに、多重性・代替性のあるネットワークを形成するため、市域における供給単位の適正なブロック化に努め、主要な防災活動拠点に対する上水道、下水道等のライフラインについてもその重要性を考慮して信頼性の向上を図る。

また、応急対策は、ライフラインの各事業者の相互協力による効率的な応急対応・復旧を行い、早期に市民生活の安定を図るものとする。

ライフラインの各事業者は上記の基本時考え方にに基づき、各施設の災害予防対策及び応急対策の計画を定める。

なお、危機管理部は、災害時の水道、下水道、電気、ガス、電話などのライフラインの被害情報・復旧情報を各事業者から収集し、各事業者から市民等への広報と並行して、総合的な情報を広報する。

資料編/17その他/

5. 上水道施設の耐震化及び応急対策

6. 下水道施設の耐震化及び応急対策

7. 電気施設の耐震化及び応急対策

8. ガス施設の耐震化及び応急対策

9. 電話施設の耐震化及び応急対策

10. 放送施設の耐震化及び応急対策

のとおり

第9章 市街地の防災性向上

第30節 市街地の防災性向上

わが国においては、阪神・淡路大震災（平成7年）以降も、新潟県中越地震（平成16年）、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、北海道胆振東部地震（平成30年）といった最大震度7クラスの大きな地震が発生している。さらに平成30年に、大阪市内において最大震度6弱を観測した大阪北部を震源とする地震が発生した。

本市においては、上町断層帯による直下型地震や、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震といった海溝型地震の発生が今後30年以内に70%から80%と云われており、「自然災害に対する安全性を高める」とともに、「住宅を良好に維持・更新し、次の世代へ引き継ぐこと」により、「災害に強いまちづくり」を積極的に推進していくことが一層必要となっている。

「災害に強いまちづくり」を推進していくにあたっては、市街地の特性を十分に踏まえた上で、各種整備を実施することが重要である。本市においては、計画的なまちづくりを進めるために道路等の都市基盤施設を先行的、総合的に整備する必要のある地域や、都市基盤施設の整備が不十分なまま市街化が進行し防災性の向上の観点から総合的な再整備が必要な地域が存在している。

それらの整備が必要と判断される地域に対し、それぞれの地域特性を考慮した上で、道路や公園等の都市基盤施設の整備を進めるとともに、建築物の耐震化及び不燃化の推進等を行い、総合的なまちづくりを実施することが必要である。特に防災面での課題を多く抱える密集住宅市街地においては、地域住民等とも連携しながら、安全で安心して暮らせる魅力あるまちの実現に向け、各種事業の積極的な実施により、市域全体の防災性の向上を図るものとする。

なお、道路や公園等の都市基盤施設は、震災時には災害応急対策活動を実施するための空間、あるいは被害軽減のための空間としての役割を担うオープンスペースとして機能することが期待され、これらに資する空間を整備・拡大することが、都市の防災性の向上を図る施策となる。ただし、それら整備された空間は、災害発生後の時間の経過とともに、災害応急対策活動上の利用の形態が変化することを考慮して、それらの役割を担うにたる空間の整備を推進することとする。

また、密集住宅市街地以外の再整備が必要な地域に対しても、事業環境が整った地区から順次整備を実施していく（「市街地整備の推進」）。加えて、本市の全域を対象とした都市基盤施設の整備にも努める（「防災空間の整備・拡大」）とともに、臨海地域等においても市街地形成への開発（「新たな防災空間の整備」）を推進していく。

さらに、本市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において家屋等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努め、必要に応じて空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。

30-1 密集住宅市街地の防災性向上の推進

市内には、老朽木造住宅がなお多く存在しているが、それらの多くはJR大阪環状線外周部の戦災を免れた地域を中心に分布しており、防災性や住環境面で様々な課題を抱えた密集住宅市街地を形成している。こうした面的な災害の可能性の高い市街地を「防災性向上重点地区（約3,800ha）」と位置づけられている。

地震時等に大きな被害が想定される危険な密集市街地については、国において期間を定めて最低限の安全性を確保するという方針が示され、大阪府においても「大阪府密集市街地整備方針（令和3年3月改定）」を策定し、令和12年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消することを目指し、「まちの防災性の向上」「地域防災力のさらなる向上」「魅力あるまちづくり」の3本柱により、取組みを推進することが示されている。

本市においてもこのような密集住宅市街地の整備を進めるにあたり、「密集住宅市街地整備プログラム（令和3年3月策定）」に基づく目標の達成に向け、所管局は、「重点対策地区（約640ha）」において、延焼危険性及び避難困難性に対する最低限の安全性の確保を早期に図るた

め、各種施策を集中的に展開するとともに、「対策地区（約 3,800ha）」において、市街地の不燃化を図るため、老朽住宅の除去・建替えを促進する。

30-2 市街地整備の推進

施策には具体的に整備事業を実施するもの（市街地再開発事業、土地区画整理事業）と、制度として災害に強い市街地の形成を誘導するもの（地区計画、都市再生特別地区、防火地域・準防火地域）がある。それらを有効に活用していくことにより効果的な整備を進め、市街地の防災構造化の促進を図っていく。

30-3 防災空間の整備・拡大

公園、緑地、道路、河川等の管理者又は所管する機関は、事業を推進するにあたって、災害応急対策活動の円滑な実施、避難場所や避難路の確保、火災の延焼防止等の機能や活動に資することに留意して整備に努める。

（1）都市公園の整備

都市公園は広域避難場所や一時避難場所、身近な救護・支援活動の場となる空間となるとともに、延焼の遮断帯を形成するため、それら空間の拡大や機能の充実を図るため、社会資本整備重点計画に沿って、都市防災に資する都市公園の整備を推進していく。

（2）港湾緑地の整備

災害応急対策活動に資するために設けられた港湾地域での緑地は、一時避難場所、緊急物資の集積・配送拠点等の場となる空間を提供するものであることから、その立地特性を活かす機能の充実を図るため、大阪港港湾計画に基づき、災害応急対策活動に資する緑地を港湾地域で確保していく。

（3）道路の整備

道路は震災時の避難・救援活動を支える緊急交通路や避難路、火災の延焼を抑える防災空間、ライフラインの収容空間などの役割を果たす。このため、新設・拡幅による良好な道路網の充実や機能の向上を図るため、社会資本整備重点計画に沿って幹線道路網の形成、鉄道の立体交差化、橋梁等の耐震対策、共同溝・電線共同溝の整備等の道路整備を推進する。

（4）水辺整備

河川等の水辺空間は災害応急対策活動に資する場であるとともに、延焼の遮断帯を形成する。このため、それら機能にも配慮した水辺整備を実施するため、社会資本整備重点計画に沿って市域の河川、運河において、防災に寄与する水辺を創出することに努める。

（5）墓園の整備

墓園は延焼の遮断帯等に資する空間として機能する貴重なオープンスペースであることから、その空間の保全確保を図ることを目的として市内の墓園の整備に努める。

（6）農地の保全

市域の農地は、農産物の供給だけでなく、農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の多面的な機能を有している。

経済戦略局は、延焼の遮断帯や避難空間などの防災空間としての機能の重要性を考慮し、その適正な保全に努め、防災協力農地登録制度の推進などにより、その空間の活用を図る。

30-4 新たな防災空間の整備

港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることにも期待される。防災機能の付加・充実を考慮した整備に努めることとする。

港湾管理者は、広域避難場所や一時避難場所、身近な救護・救援活動の場となる空間として活用することが可能となるよう、咲洲、舞洲、夢洲の新臨海部において、大阪の持続的な発展に寄与する新たな都市機能の集積を図るとともに、在来臨海部において、港湾機能と連携しながら防災空間の充実を図る。

第31節 民間建築物の耐震化・不燃化

市民等の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを目指すため、新築建築物の耐震性の向上・不燃化の促進を図るとともに耐震性が不十分である民間建築物の改修や建替の促進を図る。

阪神・淡路大震災においては、木造・非木造併せて約68万棟の建築物に倒壊や一部損壊等の被害が発生し、特に昭和56年以前に建築された建築物の被害が大きかったことから、このような既存建築物については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した大阪市耐震改修促進計画^{※1}により、耐震診断・改修や建替えを促進する。また、新築建築物にあっては耐震性が確保されるよう努める。

また、既存民間建築物については、その所有者が個人の生命・財産に及ぼす影響はもとより、周辺地域に及ぼす影響についても十分に認識することが重要であり、所有者が自主的に行う耐震化の取り組みに対し、支援や普及啓発等を積極的に行う。

※1 大阪市耐震改修促進計画

南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震による人的被害や経済被害の軽減を図るため、令和7年までに民間住宅の耐震化率を95%及び多数の者が利用する民間建築物^{※2}で耐震性の不足するものを概ね解消を目標に、耐震化の促進に取り組む。

※2 多数の者が利用する民間建築物

耐震改修促進法で定められている学校、病院、ホテル、事務所等一定規模以上で多数の者が利用する民間建築物のこと。

31-1 耐震化の促進に向けた取り組み

都市整備局は、耐震改修や建替支援として以下の取り組みを進める。ただし、(3)については、経済戦略局において、取り組みを進める。

- (1) 木造戸建住宅等の耐震化の促進を図るため、市民向け相談窓口を運営するほか、大阪市耐震改修支援機構や建築関係団体との連携により、様々な普及啓発や情報提供の実施により、耐震化を促進。
- (2) 木造戸建住宅等の耐震診断費・耐震改修設計費や耐震改修工事費、耐震除却工事費に対する補助により、耐震化を促進。
- (3) 中小企業向け各種制度融資の活用。
- (4) 耐震診断が義務付けられている不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難に特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物等（要緊急安全確認大規模建築物^{※1}）の耐震診断結果の報告内容の公表等により、耐震化を促進。
- (5) 耐震診断が義務付けられている大阪府が指定した「優先して耐震化に取り組む路線」の沿道建築物（要安全確認計画記載建築物^{※2}）について、耐震診断結果の報告内容の公表等により、耐震化を促進。

※ 1 要緊急安全確認大規模建築物

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び小・中学校、保育所、老人ホーム等の避難に特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物であって、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工し、地震に対する安全性が明らかでない建築物。

※ 2 要安全確認計画記載建築物

大阪府が広域緊急交通路のうち、「優先して耐震化に取り組む路線」として指定した耐震診断義務化対象路線（大阪市内 9 路線 約 48 km）の沿道にある建築物。昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工し、地震に対する安全性が明らかでない建築物で倒壊時に道路を閉塞するおそれのあるものが対象となる。

3 1 - 2 建築物の不燃化促進

建築物の不燃化促進のため以下の取り組みを行う。

- (1) 都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定とともに、平成 16 年度から、建ぺい率の緩和とあわせた防火規制の強化による建築物の不燃化を実施してきており、今後、構造等の規制による建築物の不燃化について検討を行う。
- (2) 避難路沿道の不燃化促進のため、都市防災不燃化促進事業により耐火建築物等の建設を促進する。

3 1 - 3 非構造部材の脱落防止等の落下対策

天井等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、屋内収容物の転倒対策、ブロック塀等の倒壊対策、屋外設置物の適切な維持管理、エレベーターの耐震対策、閉じ込め防止対策及びエスカレーターの脱落防止措置について、普及啓発を図る。

3 1 - 4 長周期地震動対策等

長周期地震動対策等について、国による法整備等に基づく対策の普及啓発を図る。

第10章 津波対策

第32節 津波警報等

32-1 津波警報等

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に次の表のように津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）を発表する。

なお、津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

また、津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ*等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		想定される被害と取るべき 行動
			数値で の発表	定性的表現 での発表 ^{注1}	
大津波警報 (特別警報) ^{注2}	予想される津波の 高さが高いところ で3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流出し、 人は津波による流れに巻き 込まれる。沿岸部や川沿い にいる人は、ただちに高台 や津波避難ビルなど安全な 場所へ避難する。警報が解 除されるまで安全な場所か ら離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の 高さが高いところ で1mを超え、3 m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波 が襲い、浸水被害が発生す る。人は津波による流れに 巻き込まれる。沿岸部や川 沿いにいる人はただちに高 台や津波避難ビルなど安全 な場所へ避難する。警報が 解除されるまで安全な場所 から離れない。
津波注意報	予想される津波の 高さが高いところ で0.2m以上、1 m以下の場合であ って、津波による 災害のおそれがあ る場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに 巻き込まれ、また、養殖い かだが出し小型船舶が転 覆する。海の中にいる人は ただちに海から上がって、 海岸から離れる。海水浴や 磯釣りは危険なので行わな い。 注意報が解除されるまで海 に入ったり海岸に近付いた りしない。

(大阪市の津波予報区は「大阪府」)

※波の高さ

津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注1：予想される津波の高さは通常は数値で発表するが、マグニチュードが8を超えるような巨大地震に対して発表される最初の津波警報等の際には、精度のよい地震規模をすぐに求めることが困難であるため、予想される津波の高さは定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

注2：以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合。 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける)

3 2 - 2 津波予報

気象庁は地震発生後に津波によって災害の起きるおそれがない場合に、次の表のように津波予報を発表する。

表 津波予報の発表基準及び内容

種類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(大阪市の津波予報区は「大阪府」)

3 2 - 3 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを次の表のように津波情報として発表する。

表 津波情報の種類と発表内容

種類	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻 ^{注1} ・予想される津波の高さ ^{注2} に関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 〔発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻 ^{注3} に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報 ^{注4}	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※1
	沖合の津波観測に関する情報 ^{注5}	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※2
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（大阪市の津波予報区は「大阪府」、津波予想地点は「大阪天保山」）

注1：津波到達予想時刻は津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

注2：津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

注3：津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

注4：津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあり、場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

注5：津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

※1：津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、次の表のとおり「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※2：沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間

は、数値ではなく、次の表のとおり「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

表 最大波の観測値の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ >1 mの場合	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 mの場合	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 mの場合	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 mの場合	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

表 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 mの場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 mの場合	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 mの場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 mの場合	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し津波が到達中であることを伝えます。

第33節 港湾等における津波防災対策

大阪港湾部及び水防関係機関は、津波来襲に備えた防ぎょ実施体制を整備し、あくまでも施設管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、水門等の津波防災施設の操作を的確に行う。

また、津波災害対策の検討にあたっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

33-1 津波に対する基本方針

- (1) レベル1の津波（百数十年に一度発生する規模の津波であり、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波）に対して

人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

- (2) レベル2の津波（千年に一度以下の頻度で発生する規模の津波であり、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波）に対して

住民等の生命を守ることを最優先として、避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の実情に応じた総合的な対策を講じる。

なお、大阪は、多くの人口が集積するとともに、東京と並ぶ日本の経済活動の拠点の一つであり、機能不全に陥ると、日本全国にも多大な影響を与えることが懸念されることから、防潮堤対策等については、管理者は、レベル1+ α のハード対策に取り組む。

また、津波が防潮堤を越えても直ぐには倒壊しない「粘り強い構造」に向けた防潮堤の補強対策を進める一方、住民の避難行動を支援するため、防潮水門の閉鎖の迅速化や遠隔操作化の施設整備を行うとともに、確実に閉鎖できるよう通信経路の二重化など信頼性確保に努めるものとする。さらに、防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努めるものとする。

また、防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、関係機関は、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。

33-2 津波防ぎょ実施体制

- (1) 初動体制

気象庁では大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下「津波警報等」とする。）等を地震発生後速やかに発表することになっているが、沿岸に近い海域で発生した地震では発生直後に津波が到達する場合があるので、全沿岸地域において日常の津波についての教育のほか、震度4以上の揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、緊急に次の自衛処置をとるものとする。

ア 気象台からなんらかの通報が届くまでは安全な高台等で海面状態を監視する。

イ 各地域では、津波警報等を迅速に知るためにテレビ・ラジオ等報道機関の情報を聴取し情報収集に努め、万全の対策がとれるようにする。

(注) NHKは、放送終了後でも臨時に放送することとなっている。

- (2) 津波注意報の発表時（勤務時間内・勤務時間外）

大阪府に勤務時間内、勤務時間外を問わず、津波注意報が発表されたときは、大阪港湾部及び水防関係機関は、迅速に対象水門・防潮扉を閉鎖できる体制を整えとともに、必要な水門・防潮扉の閉鎖を行う。

- (3) 大津波警報・津波警報の発表時（勤務時間内）

大津波警報又は津波警報（大阪府）が勤務時間内に発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。

ア 大阪港湾部及び水防関係機関は、迅速に水門及び防潮扉の閉鎖を行う。

イ 危機管理部は、同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。

ウ 大阪港湾部は、港長が発した避難勧告に基づき、関係機関と協力し、在港船舶に対して沖合へ移動を求める。

（４）大津波警報・津波警報の発表時（勤務時間外）

大津波警報又は津波警報（大阪府）が勤務時間外に発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。

ア 防潮扉閉鎖要員及び水防関係機関は、動員が発令されたものとして、指定された場所に自動参集し、迅速に水門及び防潮扉の閉鎖を行う。

イ 危機管理部は、同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。

ウ 大阪港湾部は、港長が発した避難勧告に基づき、関係機関と協力し、在港船舶に対して沖合へ移動を求める。

3 3 - 3 防潮扉・水門等の津波防災施設の操作

大阪市湾岸部への津波来襲に備え、水門等の津波防災施設の操作体制の強化を図る。

（１）水門等の津波防災施設操作マニュアルの作成と習熟

水門等の津波防災施設を操作する機関(大阪港湾局及び水防関係機関)は、大阪市湾岸への津波来襲に備え、津波到達時間内に安全かつ迅速・的確に施設操作ができるよう、連絡員・防潮扉閉鎖要員の参集に要する時間や経路等を考慮した人員配置計画を定めた水門等の津波防災施設の操作マニュアルを作成し、防潮扉閉鎖要員や民間の防潮扉管理者に周知する。防潮扉閉鎖要員や民間の防潮扉管理者は、日頃から津波に対する心構えをもち、迅速な防ぎよ活動に努める。

（２）迅速かつ確実な施設操作（勤務時間内）

大阪港湾部及び水防関係機関は、大阪府に大津波警報・津波警報、津波注意報が勤務時間内に発表された場合は、指定された水門及び防潮扉へ速やかに急行し、港湾防災センターと緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。

施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民等の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。

なお、施設操作員の選定に際しては、津波到達時間内に現地到着が可能なこと、施設操作に熟練していること、迅速かつ安全な操作ができる人員を確保すること等に留意する。

（３）迅速かつ確実な施設操作（勤務時間外）

防潮扉閉鎖要員及び大阪港湾部、水防関係機関は、大阪府に大津波警報・津波警報、津波注意報が勤務時間外に発表された場合は、参集指令及び水門等の津波防災施設の操作指令が発令されたものとして、自主的に参集し、操作することになっている者は速やかに現地又は集合場所に急行し、港湾防災センターと緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。

施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民等の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。

なお、施設操作員の選定に際しては、津波到達時間内に現地到着が可能なこと、施設操作に熟練していること、迅速かつ安全な操作ができる人員を確保すること等に留意する。

勤務時間外における大阪港湾局所管の津波防災施設の操作に当る防潮扉閉鎖要員を次のとおり危機管理監が任命する。対象は、職種区分に関わらず、水門等の津波防災施設近傍に居住する各局室の職員とする。

※ 大津波警報・津波警報発表時：防潮扉閉鎖要員、水防関係機関

津波注意報発表時：大阪港湾部、水防関係機関

(4) 施設の閉鎖確認体制の確立

津波の到達までに水門等の津波防災施設の操作の完了を確認するため、津波防災施設管理者毎に確認体制を確立する。確認の方法としては、集中監視システムによる開閉の確認、職員や水防団員による現地パトロールによる確認、各操作者からの閉鎖完了報告による。

また、閉鎖状況については、**津波防災施設**が設置されている区役所においてもモニタリングできる体制を確立する。

(5) 防潮扉の閉鎖作業の省力化・迅速化

防潮扉の敷居高さがレベル1津波高さを下回るものなどについて、電動化を実施した。今後、他の防潮扉についても、省力化・迅速化に努める。

3 3 - 4 防潮扉・水門等の津波防災施設の維持管理の徹底

水門等の津波防災施設の維持管理の徹底を図り、津波来襲時に津波防ぎょ施設がその機能を果たすことができるよう努める。

(1) 水門等の津波防災施設の維持管理

水門等の津波防災施設の管理者あるいは施設操作を担う機関は、津波発生時に防ぎょ施設を安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無をチェックする等に努め、施設操作に万全を期する。

(2) 民間の防潮扉管理者への指導

民間の事業者が管理している防潮扉については、作業終了後の閉鎖の徹底を図るべく指導を行う。

(3) 津波注意看板の整備

大阪港湾局は、防潮扉周辺において、必要に応じて津波注意看板を設置し、港湾関係者に荷役終了後の防潮扉閉鎖、堤外地へ車両・物品を残さないことを啓発するとともに、市民等も迅速に避難の対応ができるように日頃から周知する。

なお、津波注意看板は、津波への注意事項がひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。

3 3 - 5 船舶の津波防災体制

東南海・南海地震により発生する津波に対して、船舶の防災体制を強化する必要があると、津波により想定される被害の把握及び大阪港に在港している船舶の適切な避難等のマニュアル（防災計画）の作成・配布を大阪港湾局は、行った。なお、今後、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波見直しが行われた場合には、適宜、改訂を実施して配布する。

3 3 - 6 木材の流出防止対策

東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波に対して、貯木場及び木材整理場内の木材の流出災害の防止のため、関係機関は大阪港木材対策協議会※を活用して次の対策を協議する。

ア 木材整理場の出入口及び住吉川正平橋下流については、木材流出防止用「アバ」により閉鎖する。

イ 貯木場（第1号～第5号）については、水門の締切りを行う。

※大阪港木材対策協議会

官公庁側メンバー

大阪海上保安監部、近畿運輸局、大阪税関、神戸植物防疫所大阪支所、大阪府（環境農林水産部）

大阪府警察（大阪水上警察署）、大阪市（大阪港湾局、建設局）

民間業界側メンバー

大阪港輸入木材協議会（木材輸入業者、筏協会）

第34節 大阪港地震・津波対策アクションプラン

34-1 大阪港地震・津波対策アクションプラン

東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震の発生に伴う大阪港臨海部における津波被害について、防災・減災を図るために策定した「大阪港地震・津波対策アクションプラン」※を推進する。

なお、今後、被害想定の見直しにより、被害（人的被害・経済的被害）が変動する場合は、速やかに対策の目標を修正するとともに、本プランの改訂を実施する。

※大阪港地震・津波対策アクションプラン

東南海・南海地震津波、南海トラフ巨大地震津波に対する大阪港の緊急の課題への対策を示した総合的かつ戦略的なアクションプランであり、「計画期間」を明示している。

また、関係行政機関、港湾関係事業者及び、市民等と協働して推進するため、津波対策の実施方針として「基本理念」「減災目標」「施策の方向性」を設定し、実効性のある津波対策を図ることとしている。

第 11 章 危険物対策

第 35 節 危険物の災害予防対策

危険物等に起因する、火災、爆発、流出事故等の災害を未然に防止するための対策について定めるものである。

35-1 危険物の災害予防対策

危険物安全週間、春・秋の火災予防運動をはじめあらゆる機会を利用して次により未然防止に努めるものとする。

(1) 立入検査の実施

各対象物について、その位置、構造、設備及び管理の状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを厳重に検査し、不備事項の違反是正等を行う。

なお、災害発生が予測されるときは、上記検査以外随時立入検査を実施し、災害防止に万全を期する。

(2) 移動タンク貯蔵所等の街頭取締

危険物の運搬中に横転、衝突等の事故により火災等の事故が発生した場合、その影響が極めて大きいことが予測されるので、交通管理者等へ要請し、危険物を輸送するタンクローリー車及び貨物自動車の一斉取締りを実施し、事故の未然防止に努める。

(3) 危険物取扱者等に対する指導教育

危険物取扱者等関係者に対し適宜、講習会を開催し法令の説明、危険物の貯蔵取扱い等その保守管理に誤りのないよう指導するとともに、災害発生時における危険物取扱者としての処置方法についても指導し、事故の未然防止と被害の局限化に努める。

(4) 危険物防火協議会の育成

危険物関係事業所の相互連絡協調と火災予防の実効をあげるため結成されたこの協議会の活動を通し、施設責任者の火災予防に関する自覚を促し、設備の維持管理と法令遵守の徹底を期するものとする。

(5) 屋外タンク貯蔵所からの流出事故防止対策等

ア 保守、点検の実施

(ア) 定期保安検査 容量 10,000k1 以上のタンクは定期的に保安検査を実施する。

(イ) 臨時保安検査 容量 1,000k1 以上のタンクで、タンクの直径に対する当該タンクの不等沈下の数値の割合が 100 分の 1 以上となったものについては、その都度保安検査を実施する。

(ウ) 定期点検

① 外部点検 指定数量の 200 倍以上のタンクは 1 年に 1 回以上事業者自らが点検し、点検記録を作成、保存する。

② 内部点検 上記点検に加えて、容量 1,000k1 以上のタンクについては定期的に内部点検を実施する。

イ 沈下測定の実施

上記(ウ)①の外部点検時には必ずタンクの沈下状況について精査、記録させ、必要に応じて消防職員が立会い確認する。

ウ 基礎修正

上記イの不等沈下の認められたタンクは原則として基礎を修正することにより、不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。なお、指定数量の 200 倍以上で容量 1,000k1 未満のタンクについても、タンクの直径に対する当該タンクの不等沈下の数値の割合が 50 分の 1 以上となったものについては、前記同様の措置をさせる。

エ 敷地外流出防止対策

防油堤の適正な維持管理に加え、油槽基地等タンクが群立する事業所においては、万一危険物が流出しても敷地外への流出を防止するためのせき止め、又は土のう等の準備、有事の際の排水経路の遮断措置の設置等をするよう強力に指導する。

3 5 - 2 指定可燃物等の災害予防対策

指定可燃物等貯蔵取扱場についても危険物同様全施設の立入検査を実施し、集積場所の区分及び設備等の管理状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを厳重に検査し、事故の未然防止に努める。

3 5 - 3 高圧ガスの災害予防対策

高圧ガス保安法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、高圧ガス取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

3 5 - 4 火薬類の災害予防対策

大阪府警察と連携し、火薬類の盗難及び災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

3 5 - 5 劇物毒物の災害予防対策

毒物及び劇物取締法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

3 5 - 6 管理化学物質の災害予防対策

管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という）で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例をはじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

3 5 - 7 石油コンビナート等の災害予防対策

石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、大阪府、市町村、特定事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。

（１）事業所の防災体制の強化

事業所に対し、次の事項を履行するように指導する。

ア 異常現象が発生した場合、消防機関へ迅速かつ適確に通報すること。

イ 自衛消防組織等が発災時に有効な初動体制をとれるように、隊員に対する教育、訓練を充実・強化すること。

ウ 夜間及び休日における防災体制を確立すること。

エ 防災資機材等について、定期的に点検を実施し、適正な維持管理を行うこと。

（２）隣接事業所等と災害予防に関する連絡協調体制の確立

災害発生の未然防止と災害の拡大を防止するため、あらかじめ隣接事業所はお互いに連絡協調体制を整えておくよう指導する。

第36節 危険物の応急対策

災害発生後、直ちに関係法令に基づく予防規程及び防災規程等により定められた計画に基づき、被害を最小限に止めるため以下の活動を行う。

36-1 危険物の災害応急対策

- (1) 危険物の漏洩及び火災等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、火気及び電源を遮断する。
- (2) 危険物施設の被災状況を確認し、危険物の漏洩、火災その他の災害が発生した場合は、防災機関へ通報するとともに広報・避難誘導等、従業員及び付近住民の安全確保の措置を講じる。
- (3) 危険物の漏洩があった場合は、流出、拡散及び出火防止の措置を講じる。
- (4) 事前に定められた計画に基づき、自衛消防組織等による消火、救出、救護その他必要な活動を行う。

36-2 石油等排出による海上災害応急対策

- (1) 海上等に排出した油類の種類、周囲の状況等を的確に判断して適切な措置を講じる。
- (2) 漏洩箇所の応急修理及び土のうなどにより海上排出を防止し、あわせて排出油の海面等への拡散防止の措置を講じる。
- (3) 油類等が海上等に排出した場合、潮流、風向等により広範囲にわたり二次的災害の危険性があるので、沿岸施設等への迅速な連絡と広域的防護対策を講じる。
- (4) 排出油に毒性がある場合は、火災の発生等に関係なく上記の避難誘導を優先して行うとともに、毒性の確認と必要な措置を講じる。

36-3 大阪北港地区（石油コンビナート等特別防災区域）における災害応急対策

前記1及び2によるほか、大阪北港地区内において災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく各特定事業所の防災規程、大阪北港地区共同防災組合の共同防災規程及び大阪府石油コンビナート等防災計画、大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画の定めるところにより、当該事業所の自衛防災組織、共同防災組織、消防機関及びその他関係行政機関による総合的な防災体制のもとに災害応急対策等を講じる。

第 1 2 章 消防体制

第 3 7 節 火災対策

地震火災による被害を軽減するため、平素からの出火防止対策を推進するとともに、出火に至った場合の初期消火体制の充実・強化を図っていく。また、阿倍野防災センターにおいては、地震の発生から安全に避難するまでの一連の行動について体験学習をして頂き、更に、起震車等の地震体験装置等の活用及び啓発パンフレットの配付等、防災の観点から火災予防に関する知識の普及、啓発を図り、防火教育等を積極的に推進する。

3 7 - 1 出火防止

消防局は、地震火災を未然に防ぐため、出火防止のための広報活動を実施し、市民等の防火意識の向上を図るほか、火災予防について立入検査、住宅等の防火指導、自衛消防訓練等を通じて指導を行う。

(1) 市民等の火気取扱いに係る意識の向上

出火防止の啓発として、春・秋の火災予防運動、高齢者防火推進週間・危険物安全週間の展開、女性防火クラブなどへの育成・指導、住宅等の防火指導の実施、防火管理者、防災管理者及び一般関係者に対する講習会の開催、説明会、研究会等を開催し、防火・防災知識の向上を図るとともに、自衛消防組織による訓練を実施してその強化を図る。

(2) 火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理

火気使用器具の転倒防止措置の促進、ストーブ等の火気器具の周囲にある可燃物除去を指導する。

(3) 電気設備の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備の点検、整備の励行のほか、避難の際にはブレーカー遮断等の措置を行うよう指導する。

(4) 危険物取扱設備等の安全化

危険物等の安全取扱いと適正管理についての事業者等に対する指導を実施する。

(5) 化学薬品等取扱施設の安全化

化学実験室、薬局等において危険物等の物品を貯蔵又は取扱う場合は、火災予防上必要な措置を講ずるよう指導する。

(6) 百貨店や多量の火気を使用する事業者に対しての指導

火気使用設備・器具の固定、転倒・落下防止措置、発震時における関係者の対応要領について指導する。

3 7 - 2 初期消火

消防局は、地震により出火に至った場合においても初期のうちに消火することができるように、器具等の普及などを図るとともに、訓練等による指導を行う。

(1) 家庭等への消火器具の普及

火災予防運動等の機会を通じて、家庭等で初期消火に必要な消火器具の普及啓発を図る。

(2) 消防用設備等の耐震性の保持

関係法令に定められた基準に基づく指導を行い、消防用設備等の耐震性の保持に努める。

(3) 市民及び事業所の火災警戒及び初期消火体制の充実強化

地域における消防訓練等、事業所における自衛消防訓練を通じて、火災警戒、出火時における初期消火について指導する。

3 7 - 3 防火教育

消防局は、火災予防に関する知識の普及、啓発を図るため、体験型防災学習施設（阿倍野防災センター）等を活用して、市民等、事業所の関係者等に対して防火教育等を推進する。

(1) 市民等に対する啓発

防火防災講演、防火教室、移動消防展の開催、啓発用パンフレットの作成、報道機関に対する広報等を積極的に推進し、住宅防火の普及、啓発を図る。

(2) 重要な施設管理者に対する教育

百貨店、地下街等の不特定多数の人が出入りする施設、多量の危険物を貯蔵、取扱う施設の管理者等に対して、火災予防等に関する知識の普及、啓発を図る。

ア 防火管理者、防災管理者などに対する教育の推進

イ 自衛消防協議会、公衆集合場防火協議会、危険物防火協議会の育成

第38節 消防体制の充実強化

地震災害は発生直後から多数の火災をはじめ、救助・救急事案の発生が予測されるほか、道路、水道等の機能障害なども伴う広域複合災害につながるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要である。

そのため消防局は、消火・救助・救急体制の充実のもとより、情報収集・伝達機能の強化等、総合的な消防体制の整備を図るとともに、大規模災害時には広域的な応援活動が不可欠なことから緊急消防援助隊をはじめとする他都市の応援隊の受援体制の充実にも努める。

一方、地域における初期消火等の防災活動は極めて重要なことから、自主防災組織、事業所の自衛消防組織などの育成と連携に努めるほか、平素から防災関係機関との連携強化も図る。

38-1 消防庁舎の耐震化の推進

消防局庁舎及び消防署所庁舎は震災時において市民等の生命、身体、財産を守るための速やかな消火活動等、防災活動の拠点であることから、耐震性能の確保とともに機能強化を図る。

38-2 消防活動体制の整備

地震災害発生時の効果的な消防活動の展開のためには初期の災害即応体制の強化が重要であり、防災活動全般の根幹となる災害初期の迅速・的確な被害情報の収集体制の整備とともに、何事にも優先して行わなければならない消火、人命救助、救急活動等、初動体制の強化を図る。

(1) 情報収集・伝達体制の強化

消防無線等を活用した情報収集・伝達体制を構築するとともに、消防情報システム「ANSIN」の機能強化を図る。

(2) 初期消火体制の充実

自主防災組織等、市民等による初期消火とともに、道路通行障害時に消防隊も活用できるよう可搬式ポンプの適正な維持管理に努める。

(3) 救助・救急体制の充実

大規模地震時には多数の要救助者の発生とともに有毒ガスの漏洩等の特異な災害なども同時に発生することが予想されるため、救助隊の訓練、研修をはじめ、高度救助資器材の整備など救助体制の充実強化に努める。

また、多数の負傷者の発生に備えて、救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、救急隊の訓練、研修をはじめ、救急救命処置用資器材の整備など救急体制の充実強化に努める。

(4) 震災対策消防計画の充実

大規模地震発生時における効率的な消防活動を実施するため、消防職員の活動を具体的に規定した「震災対策消防計画」の見直しを必要に応じて実施するとともに、その充実を図り、震災時の活動に万全を期する。

(5) 大阪市消防局災害活動支援隊の充実強化

消防局及び消防署が行う消防活動を支援することを任務とする大阪市消防局災害活動支援隊と連携した訓練を定期的実施し、震災時の消防活動体制の強化を図る。

(6) 関係機関との相互連携

大阪府、大阪府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊とともに、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、

迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

38-3 消防水利の確保

震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて、消火栓以外の消防水利として、耐震性貯水槽の設置をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さらには海、河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める。

(1) 指定水利の確保

大規模地震発生時に活用できる指定水利の確保を継続して実施するとともに、既存の耐震性貯水槽の補修整備及び都市開発整備などに伴う増設に努める。

(2) 遠距離大量送水システムの整備

海や河川等の自然水利を利用して、一分間に 3,000 リットルの水量を 1 km 先まで送水できるシステムの適正な維持・整備に努める。

38-4 広域消防応援に係る受援体制の確立

地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、受援に関する計画を策定し、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の集結場所等、充実した受入体制の整備に努める。

38-5 警防訓練等の実施

地震災害対応能力を高めるため、各種警防訓練を実施するとともに、訓練施設の充実に努める。また、消防職員が円滑な応急活動を実施するため必要な地震防災教育等を推進し、消防職員の資質の向上を図る。

38-6 地域との連携強化と自主救護能力の向上

震災時に地域防災の核として活動する地域防災組織等との連携強化により、地域防災力の向上を図るとともに、消防訓練の実施をはじめ、応急手当の技術や知識等の普及啓発により、市民等の自主救護能力の向上に努める。

(1) 自主防災組織

大規模地震発生時における自主防災組織が効果的に活動できるよう、知識、技術の習得のための研修や訓練を実施する。

(2) 事業所の自衛消防組織

自衛消防体制の充実強化の推進と、地域の一員として近隣の災害防ぎょ活動に寄与できるよう、防災訓練等を通じて地域との連携強化に努める。

(3) 女性防火クラブ

平素の火災予防はもとより、震災時における住宅からの出火防止や初期消火の知識技術の普及活動及び、近隣への情報提供活動等に寄与できるようクラブ員の防災知識・技術の維持向上に努める。

(4) 応急手当の普及啓発の推進

震災時における市民等相互の応急処置活動を効果的に行えるよう、応急手当の知識・技術の普及のため講習会を実施し、各種救命講習受講者の養成、拡充に努める。

38-7 防災関係機関等との連携強化

円滑な応急活動を実施するため、防災関係機関、民間事業者と災害時における連絡体制や活動分担等について事前に調整を行うなど、一層の連携・協力体制の充実に努める。

警察、ライフライン事業者等との連絡体制の充実強化に努めるとともに、大阪市患者等搬送事業者協会などの民間事業者との協力体制の充実に努める。

第 3 9 節 消防活動

3 9 - 1 震災警防体制

(1) 組織

消防活動を実施するため消防局に警防本部を、消防署に所轄大隊本部を置き、消防局長を警防本部長、消防署長を大隊本部長とする。

なお、震災時の警防本部及び所轄大隊本部の組織、任務等については「震災対策消防計画」に定める。

(2) 非常警備

警防本部長は、次の基準により非常警備を発令し、警防体制の強化を図る。

ア 本市域において震度 4 以上を観測したとき

イ 大阪市災害対策警戒本部が設置されたとき

ウ 大阪府域に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき

エ 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意、又は調査中）が発表されたとき

オ その他、警防本部長が必要と認めたとき

(3) 職員の非常招集

非常警備が発令された場合において警防体制を確立するため、職員を増強する必要性が生じたとき、災害の規模により、現に勤務していない非番職員等を非常招集する。

(4) 消防部隊の運用

警防本部長が消防部隊の運用を行う。ただし、消防部隊の集中統制ができない場合は大隊本部長が所属消防部隊の運用を行う。

また、災害発生状況により、事案を限定して大隊本部長が所属消防部隊の運用を行う。

(5) 情報収集伝達

消防無線などの各種通信設備を有効に活用し、震災消防活動に必要な情報を迅速、的確に収集するとともに、市域の被害状況等を大阪市災害対策本部のほか、総務省消防庁等へ伝達する。

3 9 - 2 震災消防活動

(1) 活動方針

大規模地震発生時には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生するが、大規模火災へと発展させないよう、火災防ぎょ活動を優先した部隊活動を実施するとともに、火災防ぎょ活動と並行して救助救急活動を実施する。

(2) 初動措置

警防本部長及び大隊本部長は、地震発生と同時に事前計画に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。

(3) 火災防ぎょ活動

震災時の同時多発火災に対応するため、火災の早期発見、延焼拡大前の早期鎮圧を主眼とした火災防ぎょ活動を実施するとともに、火災に対応可能な消防隊を確保するため、すみやかに他の火災現場に移動可能な態勢を整える。

(4) 救助活動

火災現場における人命救助活動を最優先とし、資器材を有効に活用し活動する。

(5) 救急活動

救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせる。

(6) 津波対策活動

火災の早期鎮圧を図るための火災防ぎょ活動を最優先とし、並行して救助、救急活動等を実施するほか、火災などに対応していない消防隊で避難広報活動を実施する。

(7) 大阪市消防局災害活動支援隊との協働

大阪市消防局災害活動支援隊と協働して、震災消防活動を実施する。

(8) 自主防災組織との連携

消火、救助、救急活動等については、自主防災組織、事業所の自衛消防隊等と連携を保ちながら実施する。

(9) 受援体制の確立

他の消防機関からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。

(10) 惨事ストレス対策

消火、救助、救急活動にあたっては、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

社会環境の確保

第13章 医療・救護

第40節 医療体制の整備

健康局は関係部局と連携して、災害により市民等が医療及び助産の手段を失った場合、応急救護を行う等、被災者救護の実施や、甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応可能なように、体系的に、初期医療救護活動体制、後方医療体制の整備及び医薬品・医療資器材の確保に努める。

その際、大阪府、大阪府医師会や地域の自主防災組織などとの連携を十分に図り、潜在的な医療資源の活用をも含めた災害時の医療確保に一層努める。

また、大規模災害では医療・救護活動が中長期にわたることも見据え、災害医療コーディネーターや大阪府保健医療調整本部に設置される災害時小児周産期リエゾンと連携しながら、災害直後の急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班（JMATなど）への円滑な移行に努めるとともに、精神医療については大阪府等と協働して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の応援派遣の要請を行うなど精神医療の確保に努める。

40-1 医療機関の状況把握

災害時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するため、災害対策本部において医療機関の状況を把握できるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）などを通じ、大阪府等と連携し、情報収集体制の整備充実に努める。

また、通信手段が途絶している場合は、区本部（区保健福祉センター）へ要請し区本部職員が現地へ赴くなど、情報収集に努める。

40-2 医薬品・医療資器材の確保

災害時には、多数の地点で多数の負傷者の発生が予想され、医療機関の保有する対処能力を超える負傷者数となることが考えられることから、災害時の多数の負傷者の発生にも十分に対応可能となるよう医薬品・医療資器材の確保に努める。

備蓄については、災害医療機関において通常時の在庫を充実することを基本とし、緊急時に円滑に調達ができるよう関係団体と協定を結ぶように努める。

また、効果的に医療措置を実施するために不可欠なトリアージタグについても消防局及び災害拠点病院は整備を図る。

- (1) 災害医療機関における病院備蓄
各医療機関は、患者の治療に必要な医薬品等の確保を図る。
- (2) 卸業者及び製造業者等による流通備蓄
 - ア 病院、診療所、救護所等を訪れる外来患者の治療に必要な医薬品等の確保を図る。
 - イ 医療救護班が必要とする医薬品等の確保を図る。

40-3 初期医療救護活動体制の整備

災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、通信手段の確保、市本部大阪市保健医療調整本部（以下「保健医療調整本部」という）の準備活動、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を実施する。

(1) 通信手段の整備

災害時における保健医療調整本部と区本部（区保健福祉センター）との調整及び指示等を的確に実施するため、危機管理室はMCA無線機等の活用などにより、市本部（保健医療調整本部）と区本部（区保健福祉センター）や関係機関との間の通信手段を確保する。

(2) 保健医療調整本部の準備活動

保健医療調整本部を災害直後から円滑に機能させることを目的とする。特に、事前に調整が可能な課題及び調整行為が必要と予想される課題については、防災関係機関の間で調整を完了しておくことを目的とする。

保健医療調整本部構成部局を中心とし、防災関係機関の間での調整会議を随時実施する。また、防災訓練時には、相互に連携して調整及び連絡活動を実施し、災害時の対処方法についての手順を確立するよう努めていく。

（３）区医師会との協力体制の整備

区役所は、災害時の初期段階において、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班が円滑に医療救護活動を実施できるよう、区医師会及び区内医療機関等による医療救護活動への協力を得るための事前の調整を行うとともに、防災訓練を通じ、連絡体制を確立するよう努めていく。

４０－４ 後方医療体制の整備

市立総合医療センター及び市立大学医学部附属病院等の災害医療機関（災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター（十三市民病院）、災害医療協力病院）においては、市内の救護所等から搬送される重傷者等を受け入れるとともに、高度な医療行為を実施するための体制を確保する。また、負傷者数が市内の医療機関の対処能力を上回った場合には、大阪府をはじめ近隣市町村の医療機関と連携をとることにより、受入能力を高める。

災害医療機関は、大阪府地域防災計画に規定されている、防災体制や災害時の避難・応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

４０－５ 大阪府医師会の対応

大阪府医師会においては、次の体制を整備する。

- （１）大阪市保健医療連絡協議会における準備検討
- （２）応急救護用医薬品、医療資器材等の備蓄体制整備
- （３）関係機関相互の連絡、情報通信体制の整備
- （４）医療救護対策本部の設置
 - ・災害対策本部における医療担当責任者の配置
- （５）医療救護体制の確立
 - ・医療救護班の整備
 - ・地域医療機関による医療活動の実施
 - 医療救護班の編成・派遣

第4 1 節 医療救護活動

4 1 - 1 初期初動医療救護活動

(1) 保健医療調整本部の設置

保健医療活動の調整を行うため、次の設置基準に基づき、災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部は、関係機関（健康部、危機管理部等）が集まる体制とする。保健医療調整本部が設置されないときは、健康部が危機管理部と連絡を取り合い、総合的な調整を図る。

ア 健康部は次の事項を任務として保健医療調整本部を設置する。

- (ア) 医療関係機関との調整
- (イ) 医療救護班の調整
- (ウ) 緊急輸送の調整
- (エ) 医薬品、医療資器材等の広域調達、調整

イ 設置基準

- (ア) 本市域で震度5弱以上を観測した場合
- (イ) その他市長が必要と認めたとき

(2) 救護所の設置

ア 災害時、区本部は市本部等と連携して、原則として以下の場所に救護所を設置する。

- (ア) 災害現場又は現場付近
- (イ) 避難場所（災害時避難所、広域避難場所等）
- (ウ) 特例場所（被災地周辺の医療機関等）

イ 救護所を設置後、区本部は保健医療調整本部に報告するとともに、区内関係機関へ連絡を行う。

(3) 初期初動医療救護活動

ア 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）

災害派遣医療チーム及び災害派遣精神医療チームは、国又は大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。保健医療調整本部は大阪府を通じ派遣状況の把握に努める。

イ 区医師会及び区内医療機関等による医療救護班

- (ア) 区本部は、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班等の派遣要請を行うとともに、その旨を保健医療調整本部に報告する。
- (イ) 区医師会及び区内医療機関は、区本部から要請された救護所へ医療救護班を派遣する。

ウ 日本赤十字社の医療救護班

日赤救護班は、大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。保健医療調整本部は大阪府を通じ派遣状況の把握に努める。

エ 大阪府の調整による応援医療救護班

- (ア) 区本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。
- (イ) 消防部は、災害現場の状況により保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。
- (ウ) 保健医療調整本部は市内で不足する医療救護班数について、大阪府へ派遣要請を行う。
- (エ) 保健医療調整本部は、応援要請により派遣された医療救護班の派遣先を指示する。

オ 要請なく応援に駆けつけた医療救護班

- (ア) 本市からの要請なく応援に駆けつけた医療救護班は、保健医療調整本部において総合的に調整し、派遣先を指示する。
- (イ) 区本部に直接応援に駆けつけた医療救護班は、区本部において調整を図り、結果を保健医療調整本部に報告する。

カ 災害医療コーディネーター

保健医療調整本部は、災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。

(4) 医療救護班の業務内容

ア 医療救護班の構成

1 班当たり計 4 名（医師 1 名、看護師又は保健師 2 名、事務 1 名）を原則とする。また、必要に応じて薬剤師を救護所に派遣する。

イ 業務内容

医療救護班が行う業務内容は、原則として以下に示す内容とする。なお、救護所における指揮監督は区本部長が指名した者が行う。

- （ア）傷病者に対する応急処置
- （イ）後方医療施設への搬送の要否及び優先順位の決定（トリアージ）
- （ウ）搬送困難な患者・軽症患者等に対する医療処置
- （エ）状況により助産救助
- （オ）被災住民の健康管理
- （カ）死亡の確認
- （キ）区本部、保健医療調整本部をはじめ関係機関との連絡調整

（５）輸送手段の確保

市本部及び区本部は公用車の確保に努め、必要に応じて医療救護班等の任務に当てる。

（６）医薬品・医療資器材の確保

ア 医療救護班携帯用医薬品・医療資器材の確保

区本部は、医療救護班が必要とする医薬品・医療資器材の状況を調査し、不足する場合は保健医療調整本部に要請する。

イ 医薬品・医療用資器材の調達要請

保健医療調整本部は、区本部から調達の要請を受けた場合は、関係機関、関係業者の協力を得て、医薬品等の確保、供給を図る。

４ １－２ 後方医療活動

被災を免れた市内の災害医療機関は患者の受入れ病床を確保する。さらに不足する場合、保健医療調整本部は、大阪府に府下全域での受入病床の確保を要請する。

（１）災害医療機関における受入れ体制の確立

災害医療機関においては、大阪府地域防災計画に規定されている各医療機関の病院災害対策マニュアルに基づいて、要入院患者等の受入れ体制を確立する。

ア 受入れ体制の整備

- イ 医師・看護師等の確保
- ウ ライフラインの応急確保とその復旧体制
- エ 医薬品等の備蓄とその補充体制
- オ 通信手段の確保
- カ 患者等給食の確保
- キ ヘリポートの確保
- ク 救護所との連絡

（２）関係機関との連絡調整及び搬送手段の確保

ア 救護所、災害医療機関等において傷病者の搬送手段がない場合、保健医療調整本部に要請する。

イ 搬送手段がない場合、保健医療調整本部は、大阪府等の関係機関と調整のうえ、搬送手段を確保し、調整する。

検討する搬送手段

- ・救急車、ヘリコプター、船舶
- ・公用車
- ・民間業者の協力（薬品、診療材料、給食、医療ガス等関係業者）

４ １－３ 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営

災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は保健医療調整本部の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図る。

- （１）運営管理及び外部との総合調整は、区本部長が指名した者が行う。
- （２）内科系を中心としたチーム編成に切り換える。
- （３）薬剤師を派遣し、薬品管理等を行う。

- (4) 精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加える。
- (5) 薬資材及び医療用ライフライン関係の補充体制の確保を図る。
- (6) 他都市等からの応援（ボランティア医師・看護師等含む）との連絡調整を行う。
- (7) 医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断する。

4 1 - 4 保健師等による健康相談

(1) 保健師等の派遣体制の確立

区本部は、災害時避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要する場合は、保健医療調整本部が大阪府に連絡する。

(2) 保健師等による健康相談の実施

保健師等は、救護所、各災害時避難所及び仮設住宅等を巡回し、「災害時保健師活動マニュアル」、「災害時の栄養士活動マニュアル」、「災害時メンタルヘルス支援マニュアル」等に基づき被災者の健康管理、栄養指導等を行う。診療や精神面での専門相談を要する場合などは健康部等と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。

(3) 輸送手段の確保

区本部及び保健医療調整本部は、救護所や災害時避難所に派遣する保健師等の輸送手段の確保が困難な場合、市本部に要請する。

4 1 - 5 市民等における事前の対応

災害時には、医療機関では混雑が予想されることから、自分の身の安全を守るために、家庭や職場等に常用医薬品を確保するなど、主に次の内容について事前の対応に努める。

- ・ 常用医薬品及び医療資器材の備蓄
- ・ 治療中の病名、常備している処方薬、アレルギーの有無などを記録したカードの所持
- ・ 専門治療が必要となる疾患の治療が受けられる代替の医療機関の確認など

第14章 衛生・廃棄物等

第42節 防疫・保健衛生活動

災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するため活動を実施する。

42-1 防疫活動

(1) 環境衛生対策班の編成

- ア 環境衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け保健所、保健福祉センター（区本部保健福祉班）へ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。
- イ 環境衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センターの職員で構成する。
- ウ 1班の編成人員は3名、班数は災害の規模に応じて最大36班とする。
- エ 健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。
- オ 健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する環境衛生対策班の任務を調整する。

(2) 環境衛生対策班の任務

環境衛生対策班は、災害時、避難所、生ごみ集積場等衛生管理や消毒を必要とする施設並びに地域の衛生的環境を確保するため、衛生対策を実施する。

ア 避難所の衛生管理、消毒

避難所、仮設トイレ等の衛生管理の指導及び消毒を実施する。

なお、避難所の開設状況については区本部でまとめ危機管理部から一括して健康部に情報を提供する。また、仮設トイレの設置場所については、環境部で一括して情報を健康部及び区本部に提供する。

イ 仮設浴場の衛生管理

仮設浴場の使用状況（循環ろ過の有無、使用水の種類等）により、必要に応じ浴槽水の遊離残留塩素の測定等を行い、仮設浴場の衛生管理の指導を実施する。

ウ 臨時集積場等の衛生管理、消毒

生活系ごみの処理は、環境部において実施するが、臨時集積場等に対する衛生管理の指導及び消毒等を実施する。

なお、生活廃棄物の回収状況、臨時集積場等の状況は、環境部が一括して情報を健康部に提供する。

エ 汚物、汚水流出地区の衛生管理、消毒

災害により下水道が破損し、汚物、汚水が流出した場合、流出地域の衛生管理及び消毒等を実施する。

オ その他

- (ア) 救護所等の衛生管理、消毒
- (イ) 被災家屋の衛生管理の指導及び消毒
- (ウ) ねずみ、ハエ、蚊等の防除
- (エ) 消毒用薬剤の配布

(3) 防疫資機材等の調達

環境衛生対策班は、区保健福祉センターに配備されている防疫用資材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達要請する。

42-2 食品衛生活動

(1) 食品衛生対策班の編成

- ア 食品衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け、保健所、区保健福祉センターへ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。
- イ 食品衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センター職員で構成する。
- ウ 1班の編成人員は、食品衛生監視員を含む2名、班数は災害の規模に応じて最大36班とする。
- エ 健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場

合、市本部に広域応援を要請する。
オ 健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する食品衛生対策班の任務を調整する。

(2) 食品衛生対策班の任務

食品衛生対策班は、災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施する。

ア 避難所や被災地内の店舗に食品を供給する食品製造業者、販売業者等に対して指導を行い、食品衛生上の危害防止に当たる。

イ 避難所内の食品調理及び保管施設の衛生指導を行い、食品衛生上の危害防止に努める。

ウ 避難所において炊出しをする場合、炊出し実施者に対して衛生上の注意を喚起する。

エ 被災地内において、営業を再開する食品関係施設に対し監視・指導する。

オ 避難所や被災地域における応急給水拠点での飲料水の残留塩素濃度を測定し、衛生的な飲料水を確保するよう指導し、あわせて受水槽式給水施設から供給される飲料水についても指導を行う。

(3) 検査資機材等の調達

食品衛生対策班は、保健所に配備されている検査資機材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達を要請する。

4 2 - 3 動物保護等の実施

健康部は、関係機関・団体と、相互に連携し、次の応急対策を実施する。

(1) 被災地域における愛護動物の保護・受入

(2) 避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導

(3) 動物による人等への危害防止

4 2 - 4 生活雑用水の確保

災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定される。このため、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保することは有効であり、施設・資器材の整備が必要となる。

必要に応じ、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にするための施設・資器材の整備等を図っていく。

(1) 下水処理水の利用

建設局は、市内12箇所の下水処理場に処理水再利用施設を設置し、災害発生時には、下水処理場の近隣地域に生活雑用水としても提供できるように努める。

(2) プールの水の利用

区本部は、市内の学校のプールの水について、水質の状況により生活雑用水等への利用を検討する。

(3) 防災活動上重要な施設における地下貯水槽の設置

各施設管理者は、防災活動上重要な施設における生活雑用水等の確保のため、当該施設の新設あるいは改築時に地下貯水槽を設置することを検討する。

(4) 農業用井戸の利用

経済戦略局は、市内にある農業用井戸について、生活雑用水としての利用可能性を検討していく。

第4 3 節 廃棄物の処理

災害によって排出された廃棄物の処理を円滑かつ迅速適切に行い、被災地域の環境整備を図る。

4 3 - 1 ごみの処理

災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、大阪広域環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）と連携を図りながら、平常時から早期の復旧・復興の支障となら

ないように処理体制の確保を推進する。

(1) 処理方針

- ア 環境局は、災害時のごみの収集にあたって、平成29年3月に策定した大阪市災害廃棄物処理基本計画に基づき策定した業務実施マニュアルの実行性を確保するため、継続的に訓練を実施する。
- イ 環境施設組合は、ごみ処理施設の整備にあたって、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- ウ 環境施設組合は、既存のごみ処理施設について、施設整備計画を作成し、浸水対策等に努めていく。
- エ 環境施設組合は、災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策等について、災害対応マニュアルを整備しており、その実効性を確保するため、訓練を継続的に実施する。
- オ 環境局はあらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫、消臭等の措置を適正に行うよう努める。
- カ 環境局はごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- キ 環境局は社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(2) 処理内容

ア 作業計画の作成

環境部は、災害発生時、速やかに所要作業量の調査を行い、その調査結果に基づき作業計画を策定する。なお、環境保全及び衛生面の観点から緊急度の高い生活系ごみを優先し、作業可能地域から作業を開始する。

また、許可業者収集ごみについても生活系ごみを優先し、適切に処理できるよう指導する。

イ 一時集積

(ア) 大量に発生したごみについては、処理施設等で速やかに処理を行うが、処理施設等への搬入が困難な場合には、公有地等を利用して臨時集積場を設け一時集積する。

(イ) 臨時集積場は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定するものとする。

ウ 処理・処分

臨時集積場のごみは、作業計画に基づき、トラック等で輸送し、普通ごみは環境施設組合の焼却工場で処理し、また粗大ごみ等は、環境施設組合の破碎施設で前処理した後、焼却施設で処理する。

焼却後の残さいは本市処分場及びフェニックス事業で処分する。

なお、環境施設組合の処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理応援を求める。

エ 応援要請

(ア) 作業に要する機材等が不足する場合には、契約管財部に借上げを要請するとともに関係業界に協力を求める。

(イ) さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求める。なお、ボランティア、NPO等の支援を得る場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

4 3 - 2 がれき等の処理

環境部は、災害時の津波堆積物等災害廃棄物を適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、平常時から早期の復旧・復興の支障とならないように処理体制の確保を推進する。

また、周辺住民は、臨時集積場の設置について理解し、臨時集積場の確保に協力するものとする。

(1) 処理方針

- ア 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- イ 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。

(2) 処理内容

ア 作業計画の策定

環境部は、災害発生時、速やかにがれき等に関する情報収集に努め、選別作業計画を策定する。

(ア) 解体現場における分別を可能な限り徹底する。

(イ) 可燃物については、減容化・安定化を図るため焼却工場において焼却する。

(ウ) 金属、コンクリートガラ、木くず等については、再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

イ 一時集積

(ア) がれき等は、公有地等を利用し、発生量に相応するがれき臨時集積場を設け一時集積する。

(イ) がれき臨時集積場は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定する。

(ウ) 木質系廃棄物については、解体現場において、木材、金属、不燃物等の分別を行った後、指定のがれき臨時集積場に搬入する。コンクリート系廃棄物については、解体現場において、コンクリート塊、鉄筋、鉄骨、金属、可燃物の分別を行った後、指定のがれき臨時集積場に搬入する。

(エ) がれき臨時集積場においては、廃棄物の崩落や火災を発生させないように、適切な対策を講ずる。

(オ) がれき臨時集積場に一時集積されたがれき等は、必要に応じ破碎処理を行うとともに可能な限り可燃物と不燃物の選別を行う。

ウ 処理・処分

(ア) がれき臨時集積場で選別したがれき等のうち受入基準を満たす可燃物は、環境施設組合焼却施設で処理し、また直接環境施設組合焼却施設で処理できない大型物や長尺物等は、破碎施設で前処理した後、焼却施設で処理し、焼却後の残さいは北港処分地処分場及びフェニックス処分場で処分する。

選別したがれき等のうち環境施設組合焼却工場及び環境施設組合破碎施設の受入基準を満たさないものについては次の通りに扱う。

- ① コンクリートガラは、再生材、埋立用材として可能な限りリサイクルを推進する。
- ② 金属は分別し、可能な限りリサイクルを推進する。
- ③ 木くずは、チップ化などの再利用・再資源化を積極的に推進する。
- ④ 不燃系がれきは、陶器くず、ガラスくず、瓦くず等の混合物であり、早期処理の観点からは再資源化は困難であり、可能な限り破碎により減容した後、埋立処分を行う。
- ⑤ 混合廃棄物は、可能な限り、再選別し、資源化を図ったうえ、残った可燃物は焼却後埋立処分し、不燃物は埋立処分する。

(イ) がれき臨時集積場における作業が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、必要に応じ周囲に飛散防止ネット・防音シートの設置を行うなどの対策を講ずるとともに、がれき臨時集積場入口周辺での車両渋滞等においても、周辺住民への影響を防止するよう留意する。

(ウ) がれき臨時集積場のがれき等について、環境施設組合処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理応援を求める。

エ 応援要請

(ア) 作業に要する人員及び機材については、関係業界に協力を求める等必要人員を確保するとともに、契約管財部あて必要機材の借上げを要請する。

(イ) さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求める。

オ その他

(ア) 全半壊家屋等の解体について、市本部が特段の措置（公費解体）を講ずると決定したときは、関係部は「損壊家屋等の解体・処理にかかる事務処理要領」に準じ所掌業務を行う。

関係部は、損壊家屋の解体を実施する場合には、市本部と調整のうえ、解体業者、産業

廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

- (イ) 発生した膨大な廃棄物をできるだけ地域の復興等に役立て、廃棄物の資源化を行うことで、処理・処分量を削減することができるので、がれき等の処理にあたっては、可能な限り発生時から可燃物と不燃物の選別を行うことを原則とし、リサイクルを推進する。また、十分に環境に配慮し、廃棄物の処理を行う。

- (ウ) 自ら被災建築物の解体を行うものには、がれき等の処理に関する情報提供を行う。

4 3 - 3 し尿の処理

(1) 活動方針

- ア し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。

- イ 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

- ウ 災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。

- エ 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

- オ し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

- カ 災害発生に備え、仮設トイレのレンタル業者と協定を締結するなど、必要数の確保に努める。

(2) 活動内容

- ア 作業計画の策定

環境部は、災害発生時、以下の項目について、速やかに必要作業量を把握し、作業計画を策定した後、環境衛生保全の観点から、緊急性・作業の可能性等を十分に考慮して、作業を開始する。

- イ トイレの設置及びし尿の収集

(ア) トイレの設置

初期的には、本市備蓄トイレで対応する。その後、環境部は、区本部等の要請に基づきレンタルの仮設トイレを必要数設置する。

また、広域避難場所や災害時避難所周辺のマンホールトイレの設置が必要となった場合は、区本部等の要請に基づき、災害対策本部が建設部に設置を要請する。

(イ) し尿の収集

被災地域の環境衛生を保全するため、本市の委託業者による応急収集を実施する。

- ウ 処理・処分

本市処理施設等で処理・処分を行う。

- エ 応援要請

本市備蓄トイレやレンタルの仮設トイレで不足する場合、又し尿の収集作業に支障がある場合には、他都市等に応援を求める。

第15章 物資の確保と供給体制

第44節 物資の確保と供給

大規模災害発生時には、流通機構の混乱等により日常生活に不可欠な水、食料、生活必需品等の確保が困難になることが予想される。

災害により一時的に都市機能が不全になることを想定し、避難所等における市民の最低限の生活を維持することを目的に、大阪府域救援物資対策協議会の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」にもとづき定める備蓄計画により、発災後3日目までに必要な物資を大阪府と合わせて確保する。

また、避難生活の長期化に備え、国や他自治体からの救援物資の受け入れ態勢を整備するとともに、他自治体や民間事業者等との物資供給にかかる協定締結を進め、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努める。

同時に、災害時に必要な物資を迅速に提供できるように、避難所や区役所への分散備蓄を進め、なお不足する物資についても円滑に調達し、提供できるように協定にもとづく物資の調達方法や、物資の配送方法、調達・配送にかかる役割分担を定めた配送計画を策定するとともに、物資の調達・配送を円滑に行うため関係部署により配送班を立ち上げ、緊急時の輸送体制の整備を図る。

44-1 市民や事業所等における備蓄等の推進

(1) 市民の責務

「大阪市防災・減災条例」第23条の2にもとづき、市民は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。

具体的には、災害時にいつでも持ち出せる「非常持ち出し品」と、救援物資が届くまで1週間程度の生活が可能な「非常備蓄品」を備えるよう促進を図る。

(2) 事業者の責務

「大阪市防災・減災条例」第23条の2にもとづき、事業者は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。

事業者は、災害が発生したときは、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するため、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の安全性及び周辺の状況を確認し、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努め、従業員等が当該施設内で待機するために必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。なお、施設内待機等の必要な措置を講ずる場合には、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮する。

また、災害が発生した場合において、食料や緊急輸送等の確保をするため、関係事業者等の協力の確保に関する協定を締結するよう努めるとともに、事業者の事業の継続又は早期の再開により、流通機構が早期に復旧するように事業者への働きかけを進める。

44-2 飲料水等の確保

災害後の飲料水及び医療用水並びに生活用水・都市活動用水の確保は次の考え方にに基づき実施する。

1) 災害直後～

備蓄により飲料水を確保

運搬給水方式により医療用水を確保

2) 災害後～復旧完了

拠点応急給水方式及び運搬給水方式により必要水量を確保

3) 復旧完了後

通常量の確保（災害後最大3週間を目途）

具体的には以下の施策を実施する。

(1) 飲料水の備蓄

災害時の断水に備え、生命維持に最低限必要な量の飲料水を備蓄する。なお、必要な備蓄量は、危機管理室が別に備蓄計画を定め適切に管理を行う。

また、発災直後に必要な飲料水を配布できるように、各避難所に必要な飲料水を備蓄するよう努める。

(2) 広域避難場所における飲料用耐震性貯水槽の設置

建設局が設置する、広域避難場所における飲料用耐震性貯水槽は、この地点の避難者に対する水の運搬が不要になるだけでなく、避難所等への応急給水の水源になる等の利点がある。

本市では、阪神・淡路大震災を契機として、城北公園を始め9公園に飲料用耐震性貯水槽を設置しており、今後も同様の飲料用耐震性貯水槽の継続的な設置を図っていく。

(3) 応急給水の実施

ア 水道部は、災害に伴う断水区域に対して、次のとおり応急給水を実施する。

イ 水道部は、災害時、情報の収集を行いつつ、応急給水体制を確立し、業務を推進するとともに、区本部と連携し自主防災組織等の協力を得て業務の迅速化に努める。

ウ 応急給水の方法

(ア) 医療・福祉施設等の重要施設に対し、車両による運搬給水によって必要水量の確保に努めるものとし、ポリ容器等の緊急輸送や受水槽への注水作業を行う（運搬給水方式）。

この運搬給水方式に必要な以下の資器材を整備する。

- ・加圧ポンプ付給水車
- ・布製給水タンク
- ・ポリ容器
- ・運搬用車両（運送会社等から調達）

(イ) 広域避難場所、災害時避難所等に応急給水の拠点となる仮設水槽を設置し浄・配水池を水源とする車両運搬でこれに対応する（拠点応急給水方式）。

この拠点応急給水に必要な以下の資器材を、各小学校区あたり1セットを最低限の目安として整備する。

- ・仮設水槽（1 m³、4 m³）
- ・ポリ容器（10リットル）
- ・応急給水袋（3リットル、6リットル）

(ウ) 飲料可能な耐震性貯水槽が設置されている広域避難場所等については、その水を活用する。

(エ) 災害時避難所となる学校では、受水槽及び高架水槽が設置されているので、その水についても活用を図りながら、応急給水拠点の早期開設に努める。

(オ) 広域避難場所等の防災拠点や重要施設への給水ルートを優先的に応急復旧し、通水した地点より順次仮設給水栓を設置する（拠点応急給水方式の拡充）。

この拠点応急給水方式の拡充に必要な以下の資器材を保有する。

- ・仮設給水栓

エ 応急給水における応援要請

(ア) 水道部所有の応急給水用資材で対応できない場合、民間業者からの調達、応援協定に基づく他都市への応援要請等を実施する。応援要請を行った場合、市本部へ連絡する。

(イ) 自衛隊による応急給水が必要な場合、市本部に自衛隊への要請を依頼する。

オ 広報体制

(ア) 水道部は、拠点応急給水や運搬応急給水等、応急給水全般の状況、復旧作業の進捗状況や見通し等を市本部に報告する。

(イ) 政策企画部は、水道部がとりまとめた前記の状況を報道機関等を通じて被災者に情報発信する。

4 4 - 3 食料の確保及び供給

危機管理室は、災害直後は食品流通機能が麻痺することも想定されるので、被災者に対して食料の配給が可能のように、平時から備蓄による食料の確保を推進する。その後は大阪府からの供給や協定による調達及び他都市からの援助物資等で賄う。

乳幼児、高齢者、食物アレルギーの方等、食事に配慮が必要な方への対応を含めた備蓄を行い、具体的な品目や備蓄量は別に備蓄計画を定める。

なお、調達及び供給の際にも留意すること。

(1) 食料の調達方法

ア 区本部長は、応急食料の供給が必要と認める場合は、備蓄食料の活用により対応するが、それが困難な場合、市本部に食料調達の要請を行うものとする。

イ 市本部は、区本部長より食料供給の要請があった場合、災害用備蓄倉庫より備蓄食料の輸送を行い、なお不足する場合は、協定締結業者より食料品を調達する。また、災害救助法が適用された場合は、大阪府より、災害救助用食料の引き渡しを受ける。

(2) 食料供給の方針

ア 食料供給の順位

食料供給は次の順位で行うが、状況により異なった順位で、また、並行して行うことができる。

- (ア) 災害対策用備蓄食料
- (イ) 国や他の地方自治体からの物資
- (ウ) 協定締結業者流通業者等からの調達食料
- (エ) その他の事業者からの調達食料

イ 食料供給の対象者

- (ア) 避難所に受入された者
- (イ) 物資等の調達ができない期間の在宅避難者
- (ウ) 通常の流通機関が一時的にマヒ・混乱し、食料の確保が困難な通勤・通学者、旅行者等

なお、避難所に受入されていない上記(イ)、(ウ)の者に対しては、避難所における食料供給ができるよう対策を講じる。

ウ 食料供給の実施方法

(ア) 食料供給の場所

食料供給の場所は、原則として災害時避難所とする。

(イ) 食料供給の実施

食料供給は、区本部が自主防災組織等の協力を得て行うものとする。また、食料の配給については被災者自らが行うこととするが、支援を要する者については配慮する。

(ウ) 給食施設の活用

食料の提供にあたって、炊き出しを行う場合、学校等の給食施設の使用が必要な際は、施設管理者と十分協議のうえその活用を図る。

4 4 - 4 生活必需品の確保

災害時に必要な生活必需品は、最低限必要な数量を備蓄計画により備蓄し、備蓄物資で不足するものや避難生活の長期化により必要となる物資については、民間事業者等との物資供給にかかる協定締結を進め、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努める。

また、必要な物資を円滑に調達・配送できるように必要な事項を配送計画に定める。

4 4 - 5 し尿処理に関する事前準備

災害時の断水等により水洗トイレが使えない場合に備え、広域避難場所、災害時避難所等におけるし尿処理に関しては、備蓄トイレや仮設トイレの設置及び下水道施設の活用により対応する。

また、上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

災害時には、広域避難場所、災害時避難所等に備蓄トイレや仮設トイレを設置するため、環境局は、その備蓄や確保に努める。

また、広域避難場所において、マンホールトイレの整備を行うとともに、その他のマンホールについても、災害時に活用できるように建設局は、関係先と協議を行っていく。

4 4 - 6 生活物資等の確保のための協定の締結等

(1) 協定の締結

避難生活が長期化した場合に必要となる生活物資は、財政の負担が大きいことや倉庫の確保が困難等の理由により実現が難しいため、危機管理室及び関係局は業者との協定締結による調達体制を整備する。

今後これらの協定の品目の見直しや、新たな協定の締結を図るとともに、輸送力の確保に努め、民間から供給される物資の輸送、配分については各区と十分に情報交換を行うこととする。

(2) 確保の要請

備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、本市自ら調達することが困難であるときは、配送班は、大阪府に対し、物資の調達を要請する。大阪府は、政府に設けられる緊急（非常）災害対策本部を通じて物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕等に対し、物資の調達を要請する。

また、大阪府は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるときは、被災市町村からの要求を待たないで物資を確保し輸送するものとする。

4 4 - 7 備蓄倉庫の整備

災害時には、道路や橋梁が被害を受け、備蓄物資の輸送が困難になることが予想される。このため、危機管理室、区役所は、輸送及び被災者への供給の利便を考慮し、輸送距離の均一化を図るとともに、道路や橋梁の被害の影響を最小限に抑えるため、危機管理室及び区役所はきめ細やかな分散備蓄体制を整備する。

具体的には、区役所を区備蓄拠点とし、災害時避難所にも備蓄を行うとともに、地区備蓄拠点の設置を図り、相互に補完し合う分散備蓄体制を確立する。

なお、備蓄にあたっては、各種浸水想定等を考慮し、備蓄物資の種別に応じた保管場所の選定及び移動に努める。

また、災害時避難所等で必要なスペースを確保できない場合は、区役所は、既存の市設建築物や民間施設等を活用した備蓄拠点、備蓄保管場所の確保に努める。

詳細は、別途定める備蓄計画（仮称）による。なお、市設建築物を所管する所属は、区の取組に協力するものとする。

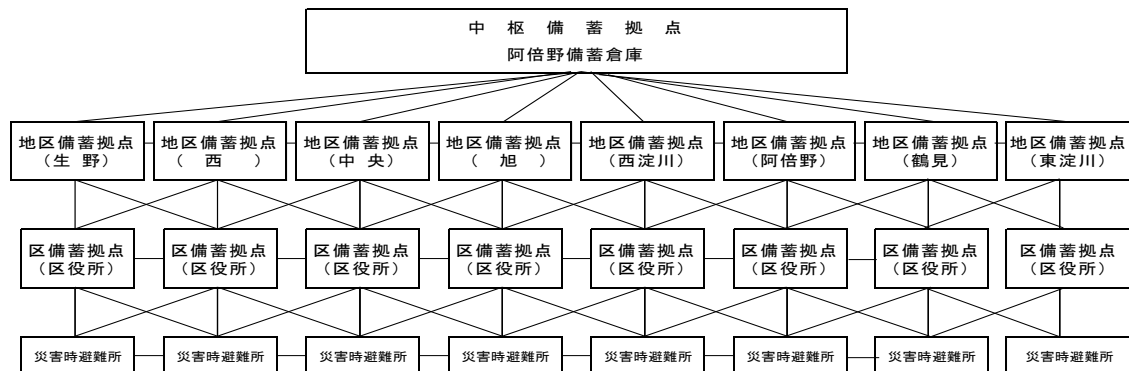


図 生活物資の備蓄体制（分散備蓄）

第16章 行方不明者の捜索・遺体対策

行方不明者の捜索・把握、遺体対策を円滑に実施する。

第45節 組織と事務分担

45-1 組織と事務分担

項目	実施機関	事務分担	要員
処理	危機管理部 区本部	関係機関との活動調整 1 遺体仮収容（安置）所の設置及び管理運営 2 検視（死体調査） 3 検案 4 遺体の洗浄、縫合、消毒 5 納棺 6 遺体の安置 7 身元不明者に関すること	危機管理部の職員 区本部の職員 警察 医師 一般社団法人大阪市規格葬儀協会（以下「葬儀業者」という。）
火葬	環境部	火葬	環境部の職員

第46節 行方不明者の捜索と把握

46-1 行方不明者の捜索

危機管理部は、災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索については、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案し、関係機関（大阪府警察、自衛隊、大阪海上保安監部、消防及び自主防災組織等）と連携を図り、あらゆる手段をつくして実施する。（災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。なお、災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。）

行方不明者の捜索を行う期間は、原則、災害発生の日から10日間とする。11日目以降も行方不明者の捜索を行う必要がある場合は、期間内（10日以内）に大阪府と調整を行う。

46-2 行方不明者の把握

市本部は、大阪府警察と連携して行方不明者の実態把握に努めると共に、早期に行方不明者相談窓口を設置する等して、行方不明者の発見のため適切な対応を行う。

第47節 遺体対策

47-1 遺体の仮収容（安置）所の設置

区本部は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内にあるできるだけ堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適切な場所を確保する。

また、検視・検案場所は大阪府警察と十分調整を行い、可能な限り遺体仮収容（安置）所に隣接した場所に設置するとともに同所に遺体処理に必要な水道、電源等を確保する。

大規模な災害により多数の遺体が発生した場合は、遺体仮収容（安置）所、検視・検案場所の設置について、区本部、大阪府警察、葬儀業者等と総合調整を行う。

4 7 - 2 遺体の収容

発見された遺体は、検視・検案場所において、警察官又は海上保安官の検視（死体調査）及び医師による検案を受けたのち、遺体仮収容（安置）所に搬送する。

ただし、警察官又は海上保安官が検視等を終えたのち、身元が判明し、災害死と判明した場合には、当該遺体は警察官又は海上保安官から遺族等に引き渡される。身元不明及び身元が判明するも引き渡し先のない遺体は、警察官又は海上保安官が身元確認に必要な資料を収集し、区役所職員に引き継がれた後火葬を行う。

4 7 - 3 遺体対策・身元確認等

（１）遺体対策

検視・検案が終了し、遺体仮収容（安置）所に収容された遺体は、必要に応じ、洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、納棺のうえ一時保管する。

また、災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

（２）遺体の引取り・身元確認

身元が判明し遺族等の引取人がある場合には、警察が遺体を引き渡す。

なお、収容された遺体のうち身元が不明で、一定期間経過後、なお引取人がいない場合には、行旅死亡人として扱う。

4 7 - 4 斎場への遺体の搬送

多数の遺体が発生した場合は、危機管理部において斎場への搬送体制を整え、環境部と受入れ体制を調整し搬送する。

第 4 8 節 遺体の火葬

4 8 - 1 火葬計画の策定

環境部は、災害発生、遺体に関する情報収集に努め、速やかに火葬計画を策定する。

また、危機管理部と連携し、火葬に必要な電力等のライフラインについて、優先的な供給を要請する。

4 8 - 2 火葬の実施

災害により死亡した者について、その遺族等が火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合の応急的な措置は次のとおりとする。

- （１）災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。
- （２）災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。
- （３）遺体は原則火葬とし、遺骨等を遺族に引き渡す。
- （４）遺骨の引き取り者がいない場合は、区役所が遺骨等を１年間保管する。１年間引き取り者がいない場合は市設の霊園に納骨する。

4 8 - 3 応援要請・受援活動

環境部は、市内の斎場が地震等の被害により使用できない場合及び斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、危機管理部と調整し大阪府に対して必要な措置を要請する。

また、葬送用品の調達、広域火葬の実施等に関する受援は、危機管理部が必要に応じ「関西広域応援・受援要綱」に基づく活動の調整を行う。

第４９節 民間への協力要請

４９－１ 民間への協力要請

大規模災害時に行政による十分な対応が困難な場合は、遺体処理業務の一部について、あらかじめ締結した覚書等に基づき民間に協力要請を行う。

第１７章 警備体制

第５０節 警備体制

災害発生時において、市民等の生命、身体及び財産を確保し、公共の安全と秩序を維持するため、大阪府警察及び大阪海上保安監部は、関係機関との密接な連絡協力のもとに、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、それぞれの所管について、概ね次の事項を重点として行う。

５０－１ 大阪府警察

大阪府警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

（１）救出救助活動

市（区）及び関係機関と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の搜索を実施する。

（２）犯罪の予防・取締り対策

人心の不安、物資の不足等に伴う犯罪及び集団的違法事案を防止するため、犯罪の予防・取締りを実施する。

（３）保安対策

銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法など関係法令に規定する取締りなどを実施する。

（４）暴力団排除活動の徹底

暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、本市等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

５０－２ 大阪海上保安監部

海上の災害から市民等の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船等を派遣し、次の措置を講じる。

（１）船舶交通の制限等による海上交通の安全確保

（２）犯罪の予防、取締り

（３）関係機関との情報連絡の強化

被災者支援

第18章 広聴

第51節 広聴

災害発生時において甚大な被害が生じた場合、人心の動揺、混乱や情報不足・誤報などにより社会不安が生じるおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に市民等の要望等を反映させる。

51-1 広聴体制

(1) 緊急問い合わせへの対応

政策企画部は、市民等からの直接電話による問い合わせに対応するために、部内に広聴対応の体制を設ける。

(2) 臨時相談所の開設・運営

ア 区本部は、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設や災害時避難所に臨時相談所を設置するものとする。

なお、区本部は、臨時相談所を開設した場合は危機管理部に情報提供を行う。

イ 区本部は、臨時相談所に訪れた外国人への対応の際、必要に応じて、多言語支援センターに通訳・翻訳の支援を要請する。（22-4 参照）

(3) 専門相談所の開設・運営

各部は、区本部からの要請に応じてそれぞれ必要に応じて専門相談所を設置する。

なお、各部は、専門相談所を開設した場合は危機管理部へ報告し、危機管理部は、政策企画部に情報提供を行う。

(4) 総合的な相談窓口情報の提供

ア 危機管理部は、本市が開設する臨時相談所、専門相談所のほか、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査する。

イ 政策企画部は、危機管理室が取りまとめた本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を取りまとめた広報紙等を区本部に提供する。区本部は、配付された広報紙等に区として必要な情報を加えて広報する。

51-2 問い合わせへの対応

(1) 政策企画部は、災害発生直後に多発すると想定される市民等からの電話による問い合わせ・相談に対し対応する。

(2) 政策企画部は、問い合わせ内容を市本部等へ確認するなどにより、統一的な回答文書を作成し、掲示又は部員へ配布することでその後の対応の迅速化を図る。

(3) 政策企画部は、同日の問い合わせ内容・件数を記録集約し、多数の問い合わせ内容については、必要に応じて危機管理部に情報提供するとともに、各部・区本部に情報提供し、周知を依頼する。

51-3 要望等の処理

(1) 各部・区本部は、相談内容、要望・意見等を聴取し、速やかに各機関へ連絡し、早期解決に努力する。

なお、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等の情報が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するとともに、関係する区本部に情報提供を行う。

(2) 各部・区本部は、処理方法の正確性及び統一性を図るため、あらかじめ定められた聴取用紙を用いて要望等を記入する。

(3) 各部・区本部は要望内容・件数、処理内容・件数を定期的に市本部（危機管理部）に報告する。

第19章 住宅

第52節 住宅の確保

都市整備部は災害のため住宅の倒壊等を生じ、多数の市民が住居を失うこととなった場合、大阪府や他の公的団体等と連携し、市営住宅をはじめ、他の公的賃貸住宅の空き家の活用を行うとともに、民間賃貸住宅のあっせん・協力要請、応急仮設住宅の供与、被害家屋の応急修理等を行うことにより、被災者の居住の安定を図る。

また、契約管財部及び危機管理部は事前準備として、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

なお、都市整備部は災害時における被災者用の住居として、利用可能な公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努めるなど、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を図る。

52-1 市営住宅の一時使用許可

市営住宅の一時使用を許可する入居者は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度が高い者から順に選定する。入居者の選定にあたっては、支援を要する者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者のその他生活条件を十分調査する。

(1) 対象となる被災者

次の各号のすべてに該当するものであること

ア 住家が、全焼、全壊又は流失した者であること

イ 居住する仮住家もないこと

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない者であること

(2) 事務手続の迅速化

被災状況を把握する部署と連携し、市営住宅の一時使用可否の判断や一時使用が可能な場合の入居までの事務手続については、被災者に配慮し迅速に対応する。

(3) 一時使用許可戸数

全焼、全壊、流失世帯数及び市営住宅空家戸数等を勘案して決定する。

52-2 他の公的団体への協力要請

市住宅供給公社住宅、府営住宅、府住宅供給公社住宅、都市再生機構住宅等の公的賃貸住宅の空き家の活用を当該団体に協力を要請し、連携して住宅の確保に努める。

52-3 民間賃貸住宅のあっせん・協力要請

民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、大阪府とも連携しながら、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産関係団体へのあっせんの協力要請等適切な措置を講ずる。

52-4 応急仮設住宅の建設（建設型仮設住宅）

応急仮設住宅への入居者は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度が高い者から順に選定する。なお、入居者の選定にあたっては、支援を要する者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者のその他生活条件を十分調査する。

また、入居者の決定は、災害救助法第13条の規定により、市長にその職権を委任した場合を除き府知事が決定するものであるが、入居者の選考については、市長が補助する。

(1) 対象となる被災者

次の各号のすべてに該当するものであること

ア 住家が、全焼、全壊又は流失した者であること

イ 居住する仮住家もないこと

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない者であること

(2) 事務手続の迅速化

被災状況を把握する部署と連携し、応急仮設住宅への入居可否の判断や入居可能な場合の入居までの事務手続については、被災者に配慮し迅速に対応する。

(3) 設置戸数

市長は、応急仮設住宅の設置戸数については、府知事と協議して定める。

(4) 設置場所

契約管財部及び危機管理部は、被災者が、相当期間居住することを考慮して、ライフラインが整い、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。また、相当数の世帯が集团的に居住する場合は、交通の便、教育問題等被災者の生業の見通しについても考慮する。公有地を第一とし、候補地や未利用地のうちから総合的に判断して選定する。公有地において必要な面積が確保できず、私有地に建設する場合、問題が生じないよう十分協議のうえ選定する。

さらに、市内に必要な敷地が確保できない場合には、大阪府と連携して、他都市等に設置場所の提供を要請する。

なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮する。

(5) 設置方法

災害救助法が適用された場合、大阪府地域防災計画に定める応急仮設住宅設計書に基づいて、府知事が直接又は建築業者に請負わせて行うものとされているが、府知事が直接設置することが困難な場合は、その委任を受けて市長がこれを設置する。

なお、災害救助法が適用されない場合は、本市独自で設置することとなるが、このような場合も含め、都市整備局は、災害時の速やかな応急仮設住宅の建設に向け、軽量鉄骨系建物の供給業者が加盟する関係団体と定期的な情報交換を行うとともに、大阪府と連携して災害時の連絡体制等の整備を図る。

(6) 応急仮設住宅の規模及び経費は次のとおりである。

応急仮設住宅の設置

規模	…	1戸あたり	29.7平方メートル基準
経費	…	1戸あたり	災害救助法による応急仮設住宅の供与額

(7) 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）----- 国及び大阪府負担

その他の場合 ----- 市負担

(8) 着工期間

災害発生の日から20日以内とする。これによりがたい場合には事前に府知事の承認を受けて期間延長する。

(9) 供与期間

応急仮設住宅として罹災者に供与する期間は、工事が完了した日から2か年以内とする。

(10) 管理

市長は、府知事から応急仮設住宅の管理を受託するものとし、この受託契約は、工事の完了の日からとする。この際、大阪府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、多様な意見を反映できるように配慮する。

また、必要に応じて、家庭動物の受け入れに配慮する。

(11) 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

- ア 応急仮設住宅台帳
- イ 応急仮設用敷地貸借契約書
- ウ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- エ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

(12) 府知事への報告は次のとおりである。

- ア 設置希望戸数
- イ 対象世帯の状況
- ウ 設置予定場所
- エ 着工、完了の予定年月日

(13) 応急仮設住宅設置への理解、協力

周辺住民は、応急仮設住宅設置について理解し、迅速な応急仮設住宅の建設に協力するよう努める。また、公有地において必要な設置場所が確保できない場合、本市から要請を受けた市民及び事業者は、設置場所として所有地を提供するなど応急借上げ住宅の確保に協力す

るよう努める。

5 2－5 応急仮設住宅の借上げ（借上型仮設住宅）

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時において、大阪府が大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度に基づき、民間賃貸住宅を供与する際には、都市整備部は申請の受付等を行う。

第5 3 節 住宅の応急対策

5 3－1 住宅の応急修理

(1) 対象となる被災者

次の各号のすべてに該当するものであること。

- ア 住家が、半壊、半焼した者であること
- イ そのままでは、当面の日常生活を営むことができない者であること
- ウ 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない者であること

(2) 応急修理の方法

- ア 災害救助法が適用された場合、住宅の応急修理は、府知事が直接又は建築業者に請負わせて行うが、府知事が直接行うことが困難な場合には、その委任を受けて市長が行う。
- イ 市長が大阪府から委任を受けて実施する場合等に備え、被災住宅の応急修理について関係団体と定期的な情報交換を行うとともに、大阪府と連携して災害時の連絡体制等の整備を図るものとする。
- ウ 応急修理の工事対象は、居室、炊事場、便所などのような生活上欠くことのできない部分とし、修理内容は、応急的な修理方法とする。

(3) 経費

災害救助法による災害にかかった住宅の応急修理額

(4) 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）	-----	国及び大阪府負担
その他の場合	-----	市負担

(5) 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完了

(6) 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

- ア 住宅応急修理記録簿
- イ 住宅応急修理のための契約書、仕様書
- ウ 関係支払証拠書類

(7) 府知事への報告は次のとおりである。

- ア 必要とする世帯数
- イ 完了世帯数

5 3－2 市営住宅対策（調査・補修等）

市営住宅における災害応急対策にあたっては、入居者の全面的な協力がなければならないが、本市としても、都市整備部は、市営住宅の管理の一環として次の対策を講ずる。

なお、具体的な施策は災害救助法の定めるところによるが、市営住宅への対応は国土交通省の指示により、公営住宅法第8条等に基づき、国費を活用して対応する。

(1) 被害状況の調査

災害時、速やかに被害状況の調査を実施する。

(2) 緊急補修の実施

被害状況の調査と並行し、生活機能に重大な障害のある被害については、直ちに応急修理を実施する。

(3) 復旧計画の作成

市営住宅の被害状況をつぶさに検討し、日常生活に欠かすことの出来ない部分の被害、入

居者の健康な生活に必要な箇所の被害、快適な生活に必要な箇所の被害などその被害内容により復旧計画を策定する。

(4) 国土交通省等への報告

公営住宅法等、法の定めるところにより関係省庁への報告を行う。

(5) 国庫補助等各種補助金、融資金等の申請

災害救助法の適用を受けるなど国庫補助事業の対象となる場合は、直ちに申請を行う。

5 3 - 3 建築物の応急危険度判定活動

地震活動等による倒壊等危険な被災建築物が放置され、多くの市民等が二次災害の危険にさらされる可能性があることから、それを回避するため、都市整備部及び区本部は連携して災害時の緊急対策として、被災建築物の応急危険度判定を行う。都市計画部はそれに協力する。

(1) 被災建築物応急危険度判定士の派遣要請

都市整備部は、震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、実施本部を設置し、被害状況等に基づいて応急危険度判定活動の必要性の検討を行い、必要があると判断したときは判定活動を実施することを市本部長に報告する。市本部長は必要に応じて大阪府知事（支援本部・大阪府建築防災課）に対して被災建築物応急危険度判定士等の支援要請を行う。

(2) 他部への協力依頼

都市整備部は、判定活動の実施にあたり、体制整備について市本部を通じて他部へ協力を依頼する。

(3) 判定活動の準備

都市整備部は、判定活動の実施にあたり、あらかじめ以下の準備を整える。

ア 判定区域の決定、判定実施計画書の作成、判定士情報の取りまとめ

イ 判定拠点の会場設営、判定地図の区割り、判定士の受付及びガイダンス

ウ 被災建築物応急危険度判定マニュアル、判定調査表、判定ステッカー、その他判定資機材

(4) 輸送手段、宿泊施設、食事等の確保

都市整備部は、被災建築物応急危険度判定士の輸送手段、宿泊施設、食事等の確保について市本部に依頼する。

(5) 判定活動の広報

都市整備部は、危機管理部に判定活動の予定等を報告し、被災者へ判定結果に対する注意事項等危険度判定活動に関する広報の実施を依頼する。

(6) 判定活動の実施

判定活動は、被災建築物応急危険度判定実施計画に基づいて実施する。

ウ 処理・処分

臨時集積場のごみは、作業計画に基づき、トラック等で輸送し、普通ごみは環境施設組合の焼却工場で処理し、また粗大ごみ等は、環境施設組合の破砕施設で前処理した後、焼却施設で処理する。

焼却後の残さいは本市処分場及びフェニックス事業で処分する。

なお、環境施設組合の処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理応援を求める。

エ 応援要請

(ア) 作業に要する機材等が不足する場合には、契約管財部に借り上げを要請するとともに関係業界に協力を求める。

(イ) さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求める。なお、ボランティア、NPO等の支援を得る場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第20章 義援金品

第54節 義援金品

震災時、市民等及び他府県市町村から被災者宛に寄託された義援金品受け入れ及び配分は、次のとおり実施する。

54-1 義援金

本市に対し各方面から寄託される義援金の受付及びこれらの配分は、次のとおり行う。

(1) 義援金の受付

義援金の受付窓口を、市民部及び区本部に開設して受け付ける。

ア 市民部に届けられた義援金は、市民部において受け付け、市本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管する。

イ 区本部に届けられた義援金は区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管する。

ウ 区本部で一時保管した義援金は、定期的に市民部で取りまとめる。

(2) 配分委員会の設置

市民部は、配分委員会を設置し、配分方法を決定する。

(3) 義援金の配分

配分については、配分委員会の決定に基づき区本部で行い、被災者に対し円滑に配分する。

54-2 義援品

本市に各方面から寄託される義援品は、以下の方針で受け付け、配分を行う。

(1) 義援品の受入れの原則

ア 義援品を募集する場合は、必要品目を特定したうえで実施する。

イ 仕分け作業が発生した場合は、災害の状況に応じて、被災地外の市町村等へ集積、整理を要請する。

(2) 義援品の受入れ

ア 市本部に届けられた義援品は、市民部において受け付け、市本部長名の受領書を発行し受け入れる。

イ 区本部に届けられた義援品は、区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行し受け入れ、その数量、内容等を市民部に報告する。

ウ 特定の品目及び企業等から同一規格で大量に送られる義援品については、原則として輸送基地に搬入する。

エ 小口・混載の義援品を送ることは被災地の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、住民・企業等に対し、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

(3) 義援品の配分

ア 市本部で受け入れた義援品は、要請に基づいて、区本部に配分する。なお、区本部間で過不足が発生する場合は、市民部が調整を行う。

イ 区本部で受け入れた義援品は、生活関連物資の供給計画に準じて被災者に配分し、その数量、内容等を市民部に報告する。

第21章 金融支援等

第55節 応急金融支援

自然災害により被害を受けた市民に対し、資金の救援、貸付等の応急金融措置を講ずることにより、市民生活の早期回復を図るために実施する。

55-1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大阪府条例第29号）に基づき、区本部は危機管理部と連携して災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

（1）災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第3条）

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第1条に規定する災害により死亡した市民の遺族に対し支給する。

（2）災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第6条）

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいがある市民に対し支給する。

（3）災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給等に関する条例第8条）

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条の災害により同条に規定する被害を受けた世帯で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第4条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第5条で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付けを行う。

55-2 生活福祉資金の貸付

各区社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）に基づき、大阪府社会福祉協議会が各区社会福祉協議会を通じて、低所得者、障がい者又は高齢者の方で、災害を受けたことにより臨時に必要な経費について貸付け、必要な相談支援を行い、その経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送られるよう支援する。

55-3 市税の減免等

災害が発生した場合において、地方税法（昭和25年法律第226号）及び大阪府市税条例（平成29年条例第11号）の定めるところにより、財政部は、市税の減免、徴収の猶予等を行う。

（1）市税の減免（大阪府市税条例第56条、第91条、第114条の9、第121条、附則（平成29年条例第63号）第1項第2項）

災害が発生した場合において、申請に基づき市税の減免を必要とすると認める者に対し減免する。

（2）徴収の猶予（地方税法第15条）

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、その該当する事実に基づき市税の納税が困難な場合は、申請に基づき原則として1年以内の期間に限りその徴収を猶予する。

（3）期限の延長（大阪府市税条例第13条）

災害により市税に係る申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの申告等を行うことができないと認めるときは、当該期限を延長する。

55-4 被災住宅に対する融資等

住宅金融支援機構は、災害により、居住する住宅等に一定の被害を受けた者を対象として、災害復興住宅融資を実施し、都市整備部は周知等を行う。

5 5 - 5 被災者生活再建支援金

危機管理部は区本部と連携して、被災者生活再建支援法の規定に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、危機管理部は、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

第 5 6 節 罹災証明等

5 6 - 1 罹災証明等

災害援護資金の貸付や被災者生活再建支援金の支給、その他各種支援措置の適用にあたって必要とされる住家の被害程度の認定のため、区長は、火災を除く自然災害に伴う「罹災証明書」を、消防署長は、火災・消火損に伴う「震災に伴うり災証明書」をそれぞれ発行する。

なお、区長は被害事実の確認を求められた場合は「被災証明書」を発行する。

区本部は、財政部と協力して被災した家屋を調査し、被害認定の基準（第 2 部 5 8 - 3）に従って証明する。消防署は、被災した家屋を調査し、「火災に関する証明書等の取扱要綱」に従って証明する。

また、区長、消防署長は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、研修等の実施により住家被害の調査に従事する職員の育成を図るとともに、罹災証明書等の交付を区役所・消防署が迅速に行えるよう、危機管理室は、全体研修の実施やマニュアルの作成に取り組むなど、必要な業務の実施体制の確保に努める。

なお、危機管理部は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を区本部に指示するなど、被災者援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第 2 2 章 災害救助法

第 5 7 節 災害救助法

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行う。

5 7 - 1 災害救助法の適用

市長は、市内における被害が 5 7 - 2 に示す「災害救助法の適用基準」の何れかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ被害者が現に災害救助法第 23 条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちに府知事にこの旨を報告し、この法律による救助の実施を要請する。

ただし、災害救助法の適用基準に該当する事態が発生した場合において、府知事による救助の実施を待つ余裕がないときは、市長は災害救助法による救助を開始し、速やかに府知事に報告してその指示を受けるものとする。

5 7 - 2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は同法施行令第 1 条に定めるところによるが、本市における適用の基準は次のとおりである。

- (1) 本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表の A 欄の世帯数以上の場合、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (2) 大阪府下で滅失住家の世帯数が 2,500 世帯以上で、かつ、本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表 B 欄の世帯数以上の場合、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。
- (3) 大阪府下の滅失住家の世帯数が 12,000 世帯以上で本市の各区における被災世帯が多数の

場合。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
 (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

注) 被災世帯の算定にあたっては、全壊(焼)、流失を1世帯とし、半壊(焼)のときは2世帯、床上浸水、土砂のたい積等で一時的に居住困難になったときは3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。

表 災害救助法適用基準

区 分	滅 失 世 帯		区 分	滅 失 世 帯	
	A	B		A	B
大 阪 府	—	2,500世帯	淀 川 区	100世帯	50世帯
大 阪 市	100世帯	50	東淀川区	100	50
北 区	100	50	東 成 区	80	40
都 島 区	100	50	生 野 区	100	50
福 島 区	80	40	旭 区	80	40
此 花 区	80	40	城 東 区	100	50
中 央 区	100	50	鶴 見 区	100	50
西 区	100	50	阿倍野区	100	50
港 区	80	40	住之江区	100	50
大 正 区	80	40	住 吉 区	100	50
天王寺区	80	40	東住吉区	100	50
浪 速 区	80	40	平 野 区	100	50
西淀川区	80	40	西 成 区	100	50

(令和2年10月1日現在推計人口により算出)

57-3 被害認定の基準

区本部長は「被害認定統一基準」（平成13年6月28日 内閣政策統括官通知）に従い、災害救助法適用の判断の基礎となる被害認定を行う。

認定基準の概要は次のとおり。なお、認定基準の運用にあたっては、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及びその「参考資料」、「参考資料（損傷程度の例示）」を参考とする。

被害種類	被害認定統一基準（平成13年6月28日 内閣政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。（ただし、損壊部分が延床面積の50%以上70%未満の場合、もしくは損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満の場合は大規模半壊とする。）
住家一部 破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものを除く。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。但し、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

注：住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

※損壊

住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※主要な構成要素

住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

57-4 救助の実施

- (1) 災害救助法に基づく救助は府知事が実施し、市長はこれを補助する。ただし、災害救助法の適用基準に該当する事態が発生した場合において、府知事による救助の実施を待つ余裕がないときは、市長は災害救助法による救助を開始し、速やかに府知事に報告してその指示を受けるものとする。
- (2) 府知事は、救助を迅速、的確に行うため必要があると認めるときは、その救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任するものとし、委任を受けた市長は、委任された事項については、実施責任者となる。なお、災害救助法による救助の種類は以下のとおりであるが、災害発生後の委任ではタイムラグが発生する恐れがあることから、平時からの委任の協議を進めるよう努める。
- ①避難所の設置
 - ②応急仮設住宅の供与
 - ③炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ④被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ⑤医療及び助産
 - ⑥災害にかかった者の救出
 - ⑦災害にかかった住宅の応急修理
 - ⑧生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - ⑨学用品の給与
 - ⑩埋葬
 - ⑪死体の捜索及び処理
 - ⑫災害によって住居又その周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第23章 激甚災害の指定

第58節 激甚災害の指定

58-1 激甚災害の指定

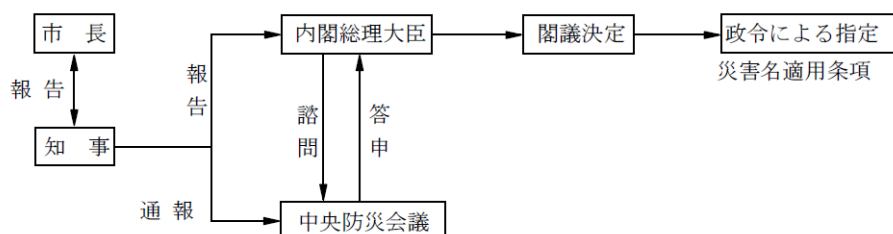
著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適性化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、激甚法（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」昭和37年法律第150号）が制定された。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としており、災害により本市に大規模な被害が生じた場合、激甚法に基づき激甚災害の指定を受ける手続き等を行う。

（1）激甚災害指定の流れ

ア 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断し、政令で指定する。

イ また、激甚災害として指定されない災害であっても、ある特定地域に激甚な被害が生じた場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、被災地に特例措置を適用するか否か、あるいは適用する場合の範囲等を判断し、政令で指定する。



58-2 激甚災害指定基準の調査・報告

市長は、国が特別の財政援助を行う必要のある事業の基準となる激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）及び局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）について調査し、その結果を府知事に報告する。

なお、危機管理部は、災害時の公共土木施設の被害情報・復旧情報を各施設所管部から収集し、政策企画部は、各施設所管部から市民等への広報と並行して、総合的な情報を広報する。

58-3 特別財政援助額の交付手続き等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係わる調書を作成し、府知事に提出する。

表 激甚災害指定に関する適用措置

激甚法適用要綱	適用措置
第2章（第3条、第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
第9条	森林組合等の行なう体積土砂の排除事業に対する補助
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
第17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

表 局地激甚災害指定に関する適用措置

激甚法適用要綱	適用措置
第2章（第3条、第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等